

滋賀県子ども・若者審議会

子ども・子育て支援検討部会報告書

子ども・子育て支援検討部会

目 次

1 子ども・子育て支援をめぐる現状	
(1) 子ども・子育ての現状	2
① 人口動向の推移	
② 世帯構成の変化	
③ 母性および乳幼児の健康の状況	
④ 女性の就労状況と男性の子育てへの関わり	
⑤ 保育所・幼稚園等の利用状況と待機児童の現状	
⑥ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒の増加	
⑦ 子育てに関する県民の意識	
(2) 国制度の動向など社会情勢の変化	28
(3) 現行計画の取組状況と評価	30
2 子ども・子育てをめぐる課題の整理.....	35
(1) 安心・安全に子どもを生き育てられる環境づくり	
(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実	
(3) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える気運の醸成	
3 計画の目指すべき方向性(主な論点).....	38
4 具体的な施策の推進.....	40

1 子ども・子育て支援をめぐる現状

(1) 子ども・子育ての現状

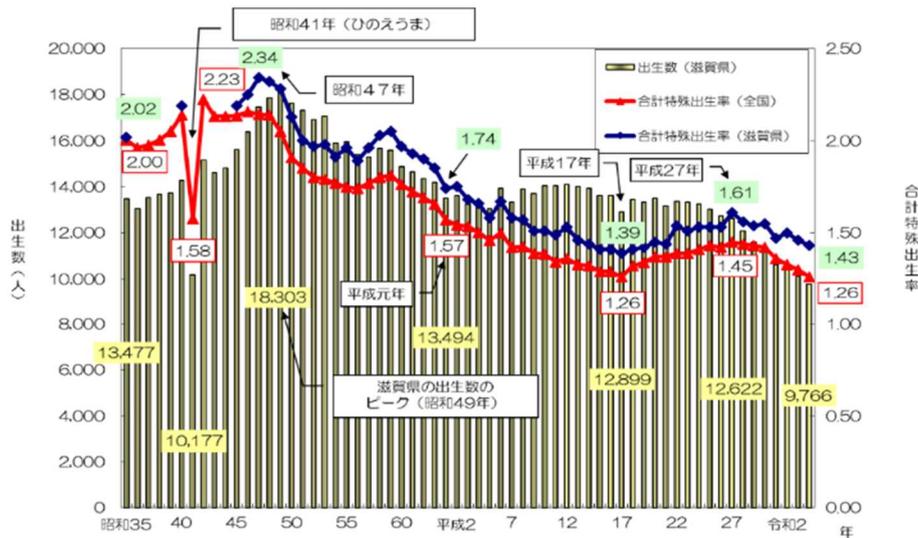
①人口動向の推移

ア 出生数および合計特殊出生率の推移

令和4年人口動態統計月報年計（概数）によると、滋賀県の出生率（人口千対）は7.1と全国値を0.8上回っていますが、これまでで最も低い値となっています。

また、令和4年の合計特殊出生率は1.43で、全国値を0.17上回っていますが、人口置換水準（現在の人口を維持するための水準）、おおむね2.07を下回っています。

出生数、合計特殊出生率の推移

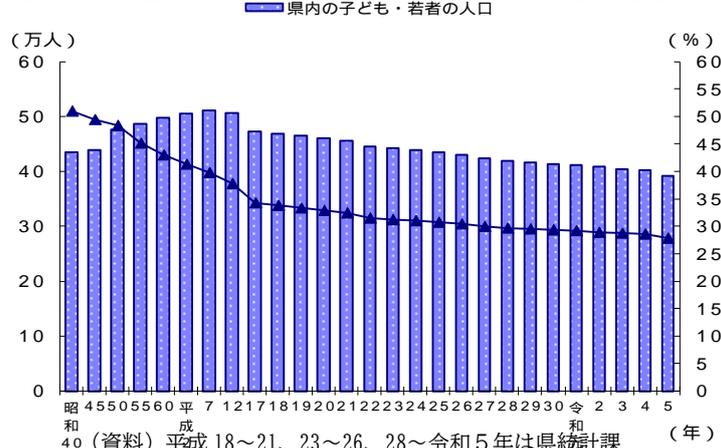


（資料）人口動態統計 厚生労働省 令和4年（2023年）

イ 総人口、人口構成の推移と推計

令和5年10月1日の滋賀県推計人口によると本県の総人口は1,406,103人で、このうち子ども・若者（0～29歳）の人口は391,611人となっています。総人口に占める子ども・若者の割合は27.8%となっており、年々減少しています。なお、総務省の人口推計令和5年10月報によると、全国総人口に占める子ども・若者の割合は26.1%となっています。

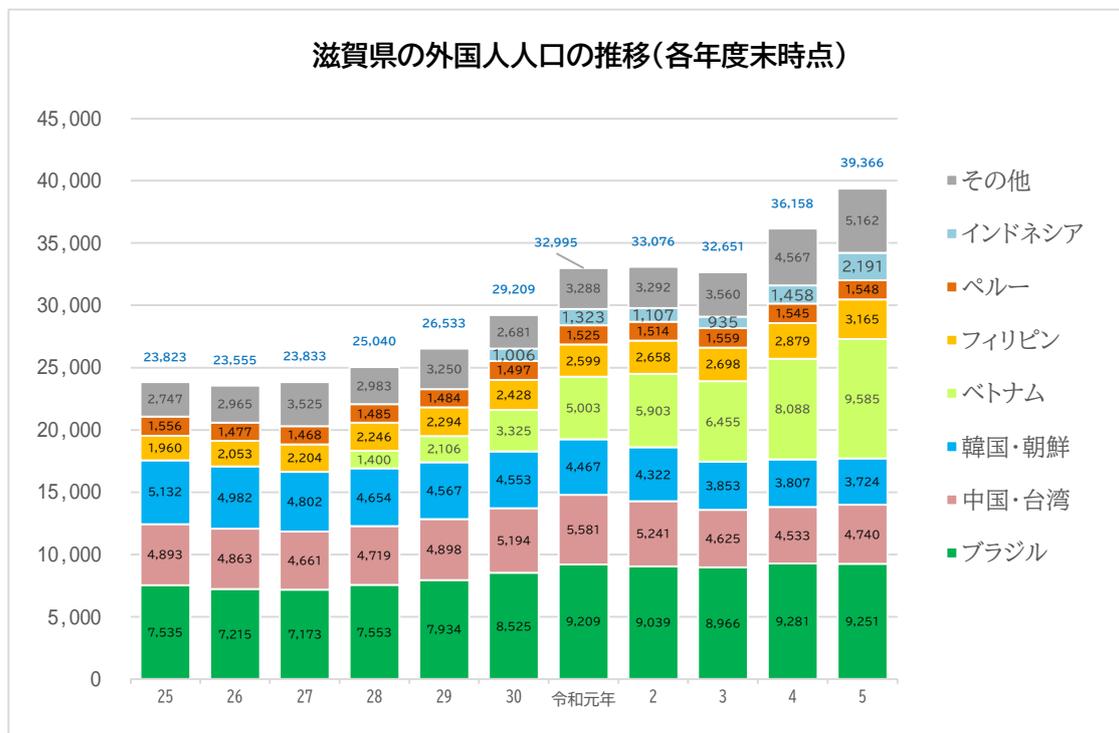
子ども・若者の人口と総人口に占める割合の推移(滋賀県)



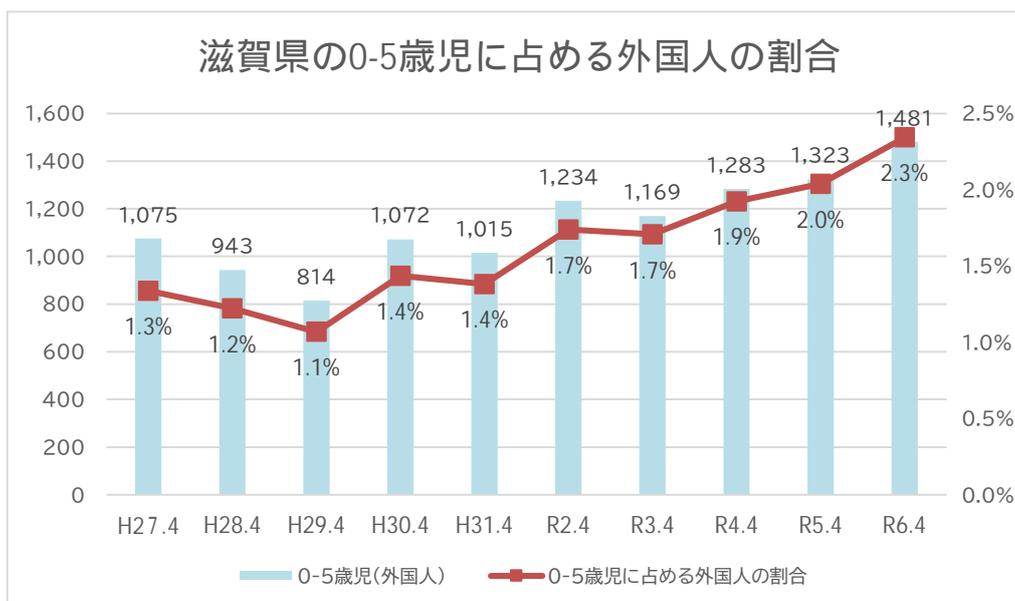
（資料）平成18～21、23～26、28～令和5年は県統計課 「滋賀県推計人口年報」より、他は総務省統計局「国勢調査」より

ウ 外国人人口の推移

令和5年度末時点の住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表）によると本県の外国人人口は39,366人で、直近10年間で1.6万人増加しています。近年はベトナム国籍者が急増しています。



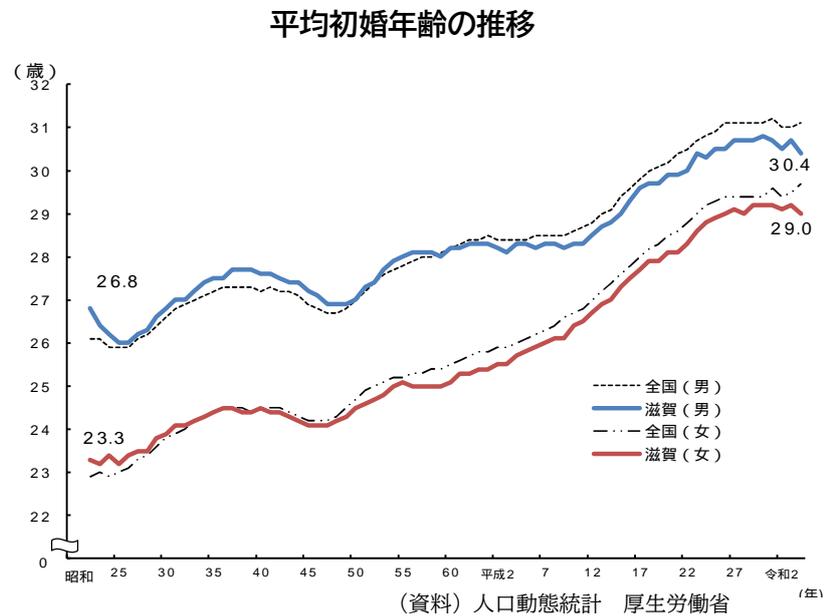
資料：滋賀県「住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表）」、法務省「在留外国人統計」



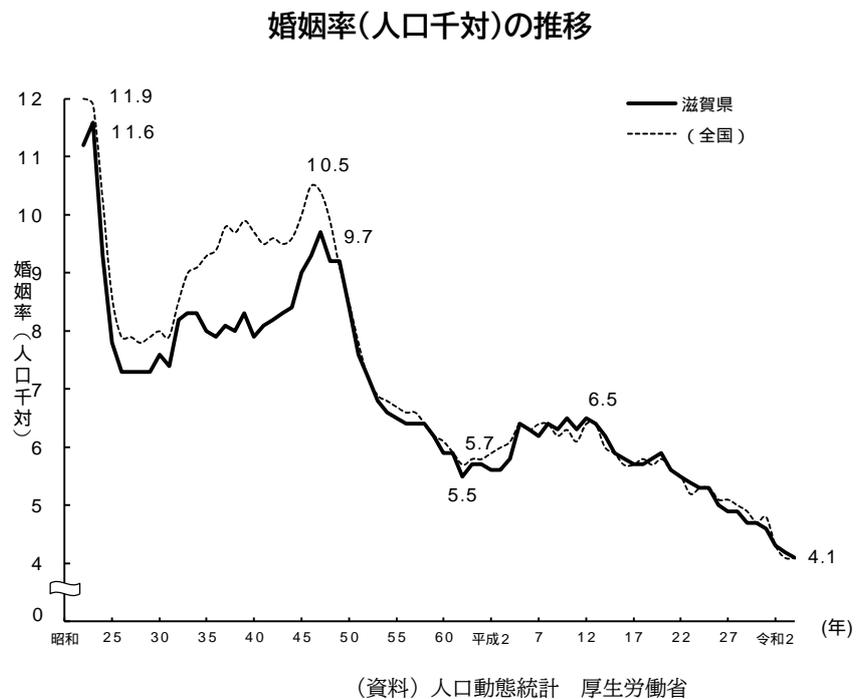
資料：滋賀県「毎月人口推計調査」

工 晩婚化、未婚化の進展

本県の令和4年の平均初婚年齢は夫30.4歳、妻29.0歳となっています。全国と比べると、夫婦ともに0.7歳下回っています。



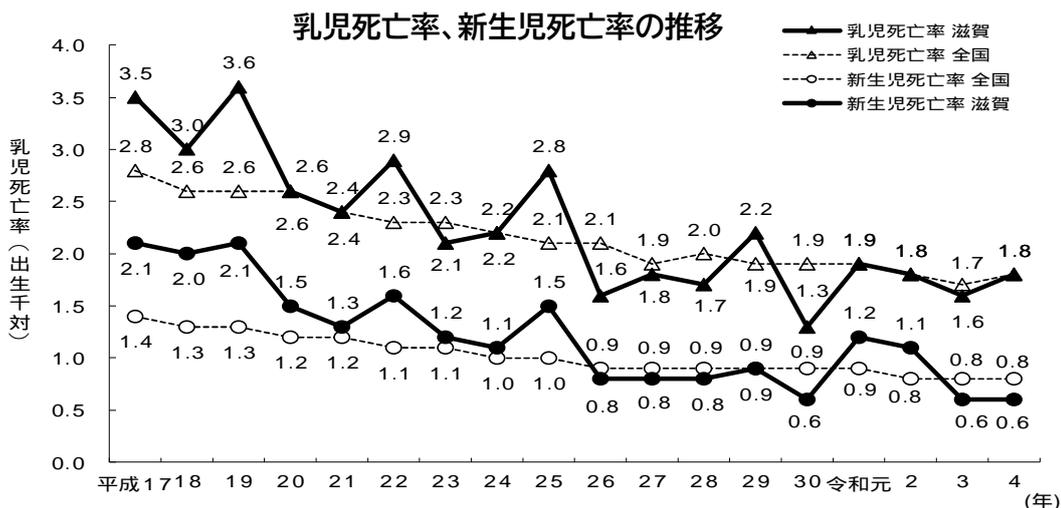
また、本県の婚姻率(人口千対)は、低下傾向にあり、令和4年の婚姻率は4.1となっています。



オ 乳児死亡率、新生児死亡率、周産期死亡率

本県の乳児死亡率（出生千対）は、緩やかな低下傾向となっています。令和4年の乳児死亡数は18人で、乳児死亡率は1.8でした。うち、新生児死亡数は6人で、新生児死亡率は0.6となっています。

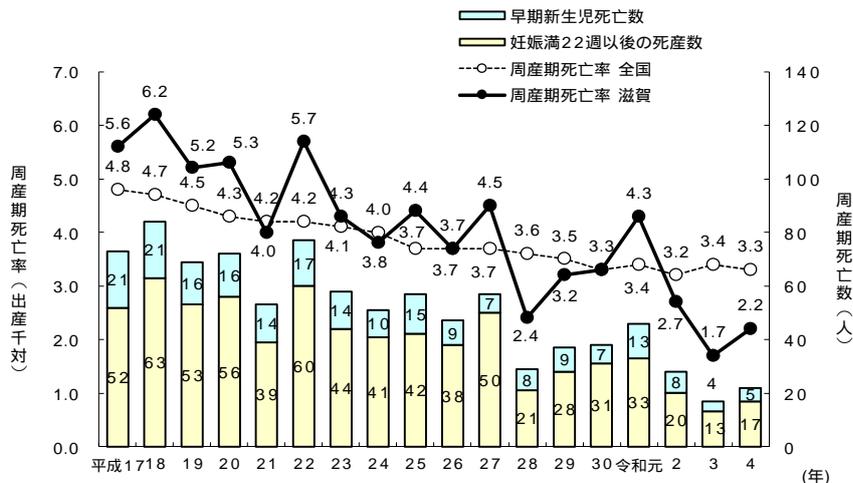
本県の周産期死亡率（出産千対）は、平成19年以降、変動はありますが、低下傾向となっています。令和4年の周産期死亡数22人（うち早期新生児死亡数5人）で、周産期死亡率は2.2で、令和2年以降全国値を下回っています。



(資料)「令和4年人口動態統計」より

乳児死亡： 生後1年未満の死亡
 乳児死亡率： 乳児死亡数を出生数で割ったもの
 新生児死亡： 生後4週間未満の死亡
 新生児死亡率： 新生児死亡数を出生数で割ったもの
 早期新生児死亡： 生後1週未満の死亡

周産期死亡率の推移



(資料)「令和4年人口動態統計」より

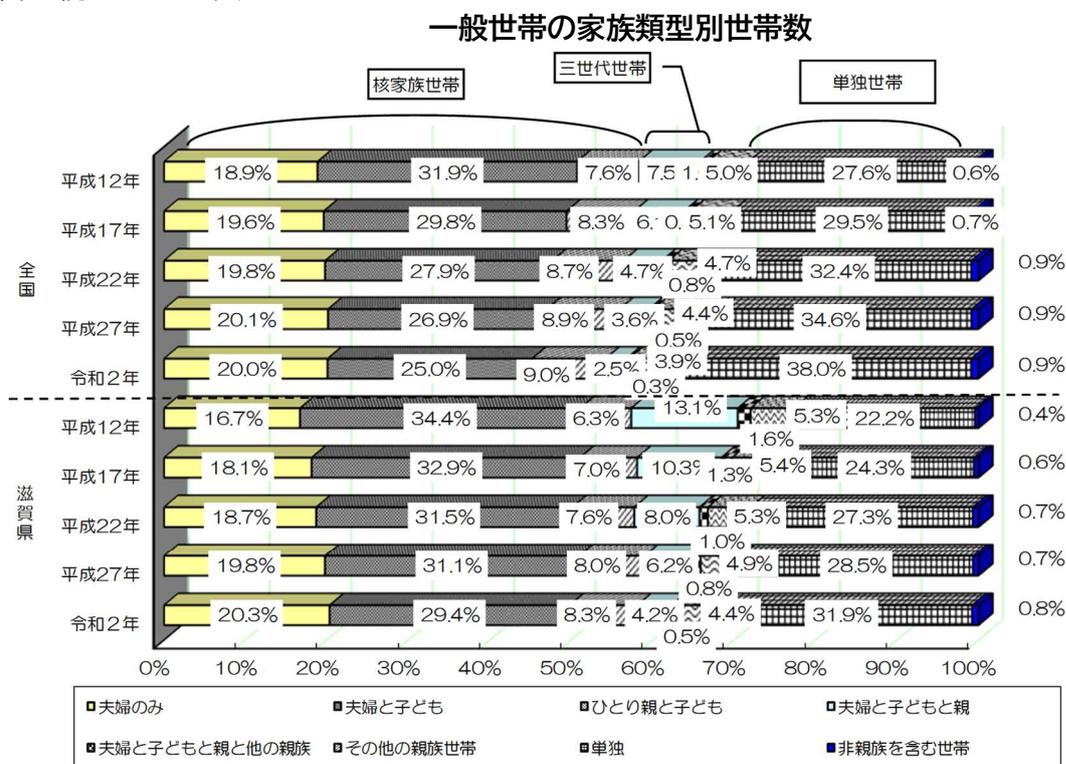
周産期死亡： 妊娠満22週以後の死産＋生後1週未満の早期新生児死亡
 周産期死亡率： 周産期死亡数を出産数(出生数＋妊娠満22週以後の後期死産数)で割ったもの
 早期新生児死亡率： 出生数で割ったもの
 妊娠満22週以後の死産率： 出産数で割ったもの

(資料) 人口動態統計 厚生労働省

②世帯構成の変化

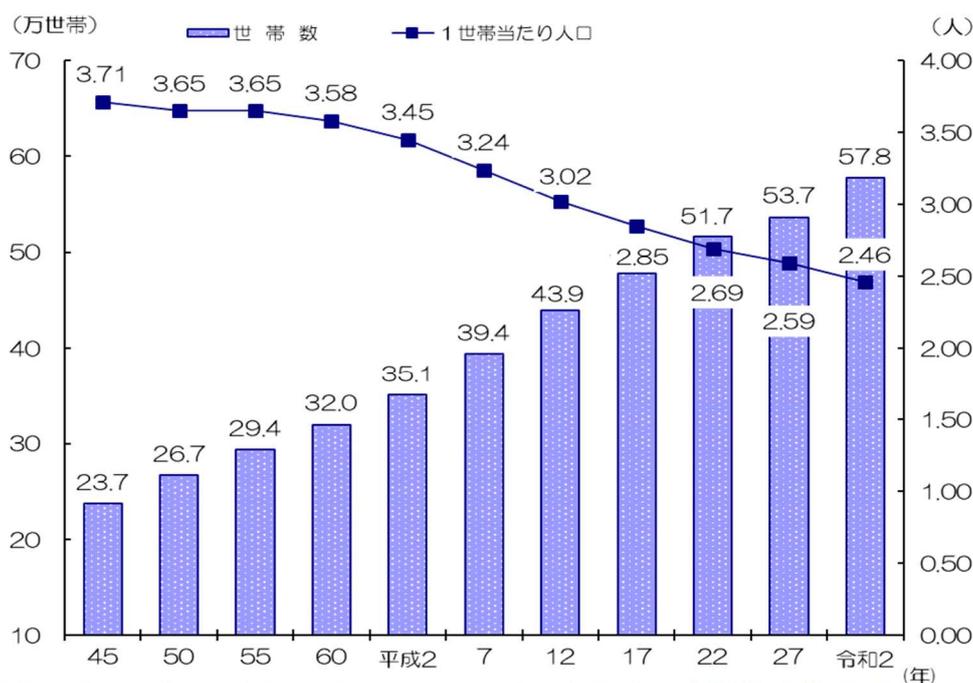
令和2年国勢調査によると、滋賀県における「核家族世帯」は330,640世帯で一般世帯総数の58.0%を占め、「三世代世帯」4.2%、「単独世帯」31.9%となっています。

また、本県の1世帯当たりの人数は2.46人であります。世帯数は一貫して増加しているのに対し、1世帯当たりの人口は減少し続けており、核家族化などにより世帯規模の縮小傾向が続いています。



(資料)総務省統計局「国勢調査」より

世帯数および一世帯当たり人口の推移(滋賀県)



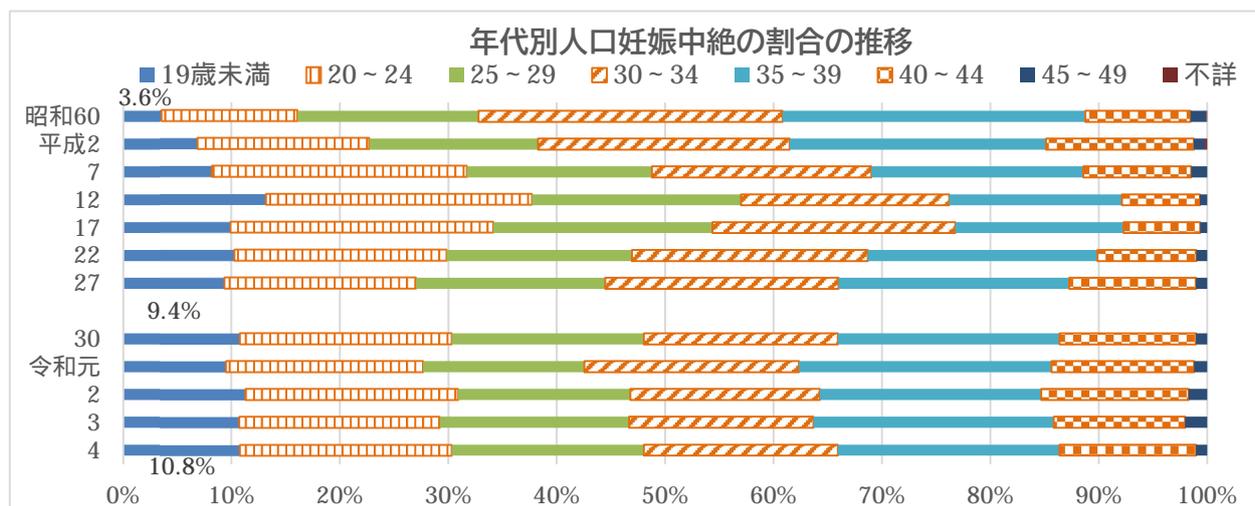
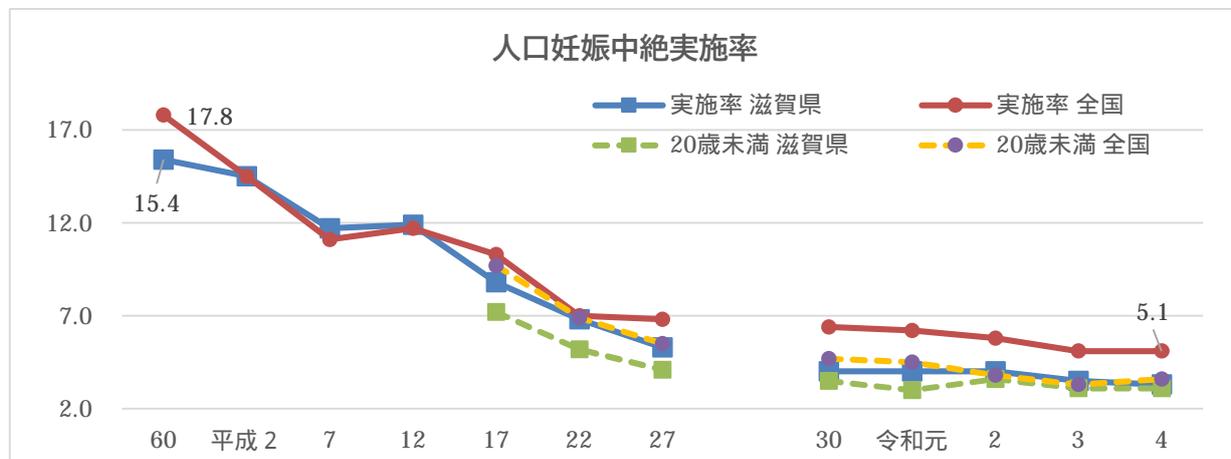
(注) 昭和55年、60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和2年の世帯数は県推計による。

(資料) 総務省統計局「国勢調査報告」より

③母性および乳幼児の健康の状況

ア 人工妊娠中絶

令和4年の人工妊娠中絶件数は1,174件（うち10代127件10.8%）で、平成27年の1,565件（うち10代147件9.4%）から件数は減少傾向にありますが、10代の減少幅は低く、また全体に占める割合は増加しています。

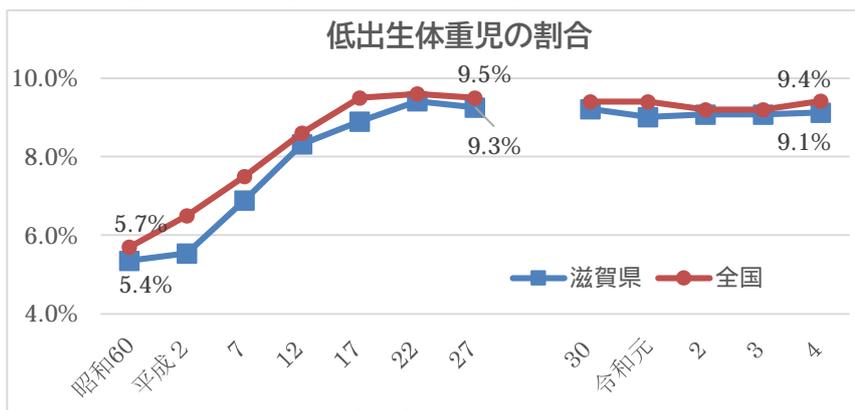


（資料）衛生行政報告 第9章 表6、表7（平成12年以前は母体保護統計）

イ 低出生体重児の割合

令和4年の出生児9,766人のうち、2,500グラム未満の低出生体重児の割合は、全体の9.1%で10年以上同様の傾向が続いています。

低出生体重児の母体側の要因として、年齢（若年・高齢）、低栄養、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病、歯周病、喫煙、飲酒等様々な要因が示唆されています。

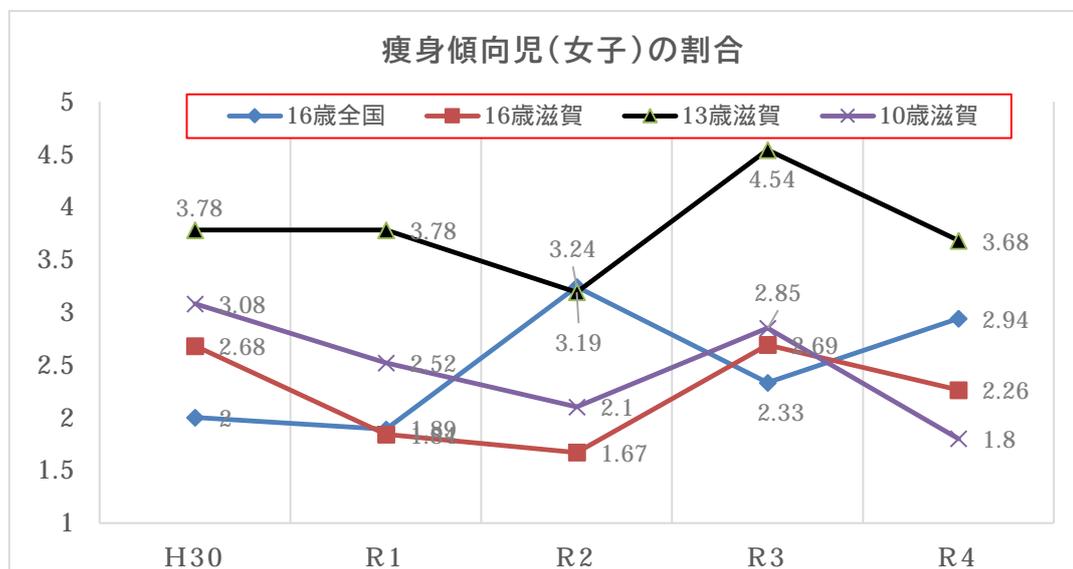


（資料）人口動態統計

ウ 女性の痩身傾向

令和4年の女性の痩身傾向(児)の割合は、中学2年生(13歳)3.68%(全国3.3%)、高校2年生(16歳)2.26%(全国2.9%)となっています。

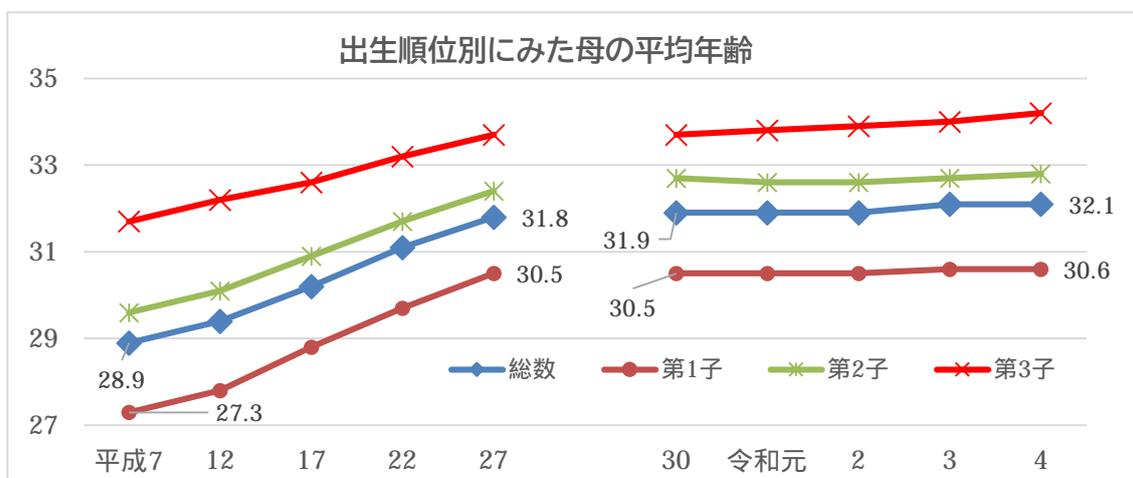
また、BMI18.5未満の20~30歳代の女性の割合は20.9%で痩身傾向の割合が他の年代と比べて高くなっています。



(資料) 学校保健統計

エ 出生順位別にみた母の平均年齢

令和4年の出生時の母の平均年齢は、35歳以上の割合が28.8%で増加傾向にあります。また、第1子出生時の母の平均年齢は30.6歳で、平成24年に30歳を超えてから徐々に高齢化が進んでいます。

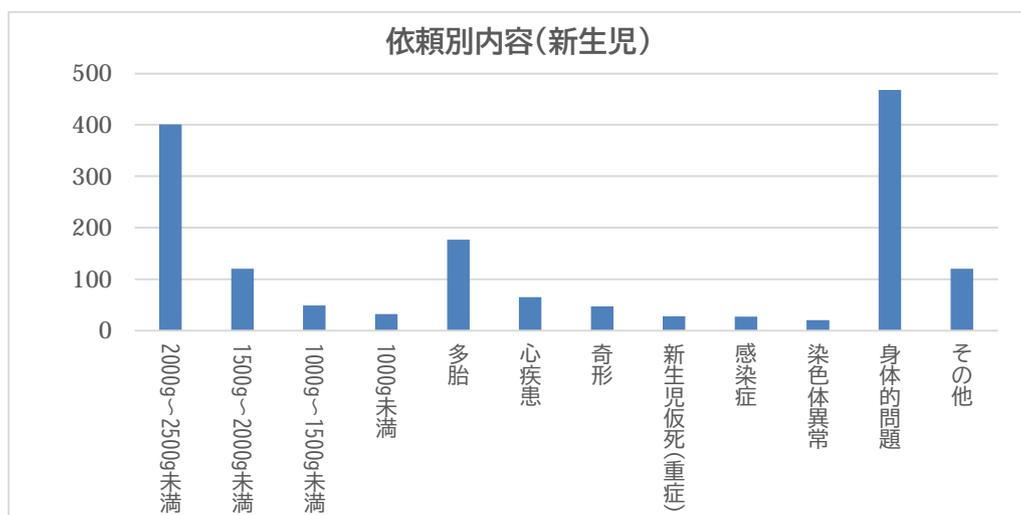
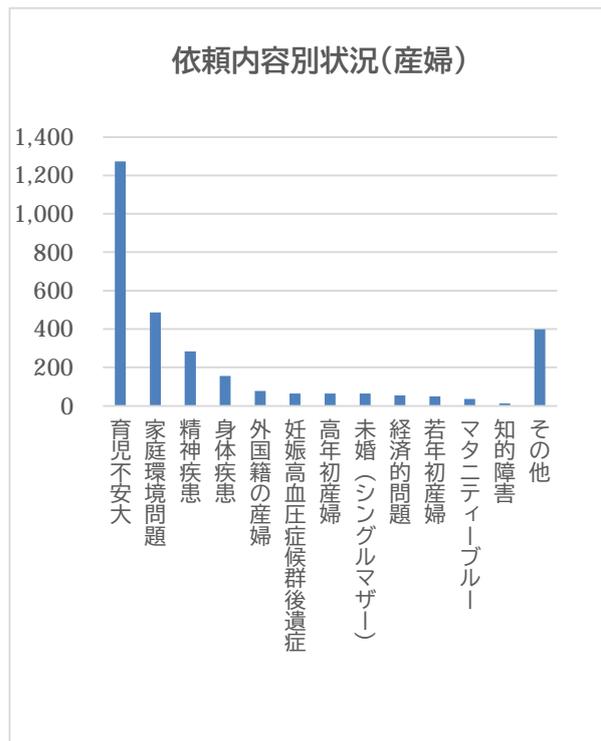
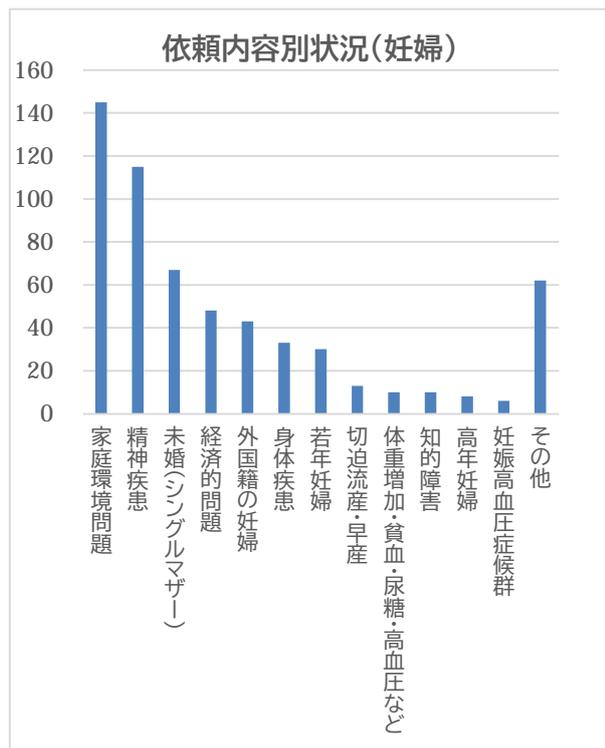


(資料) 人口動態統計 厚生労働省

オ ハイリスク妊産婦・新生児の連絡状況

令和4年度のハイリスク妊産婦・新生児援助事業の医療機関から市町への連絡件数は妊婦352件、産婦1,800件、新生児1,081件で高い割合が継続しています。連絡内容は、妊婦は家庭環境問題145件、精神疾患115件、未婚（シングルマザー）が67件の順で多く、産婦は育児不安1,273件、家庭環境問題486件、精神疾患284件の順で多くなっています。

また、新生児の連絡内容は低出生体重児が602件（うち1,000g未満が32件）、多胎が177件と多くなっています。

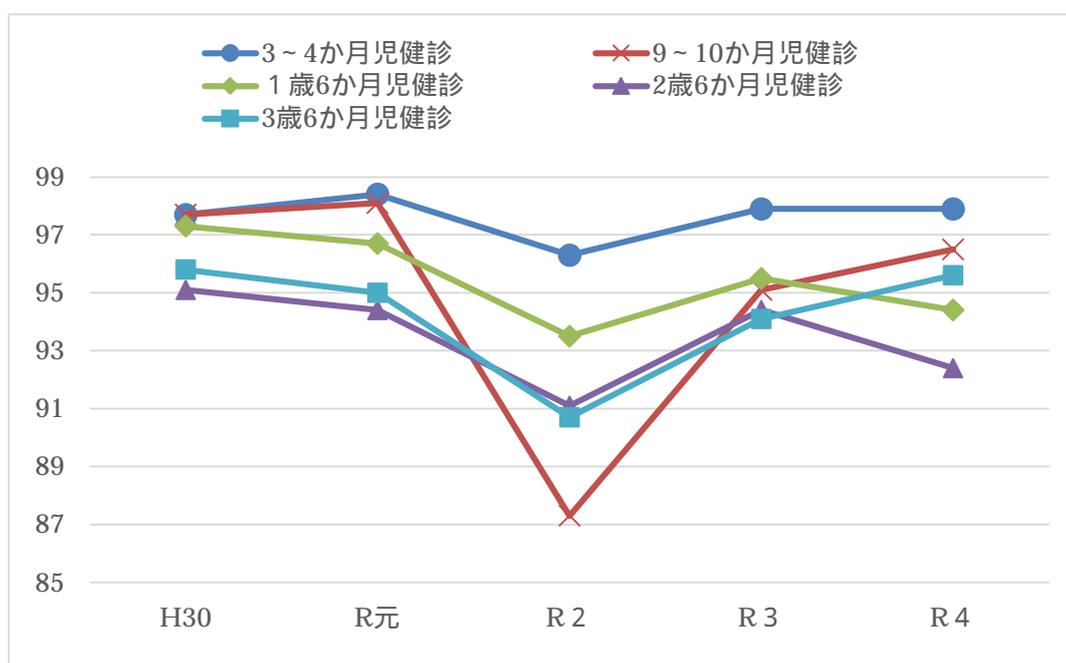


カ 産後ケア事業の登録事業所の利用者

県に産後ケア事業の登録をしている事業所の令和4年度の利用者数は、短期入所（ショートステイ）型延べ100人、通所（デイサービス）型延べ752人、居宅訪問（アウトリーチ）型延べ48人で利用者は増加傾向となっています。

キ 乳幼児健診の状況

市町が実施している乳幼児健診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度の9～10か月児健診で90%を切っていますが、令和3年度以降はどの健診も90%以上の受診率となっています。



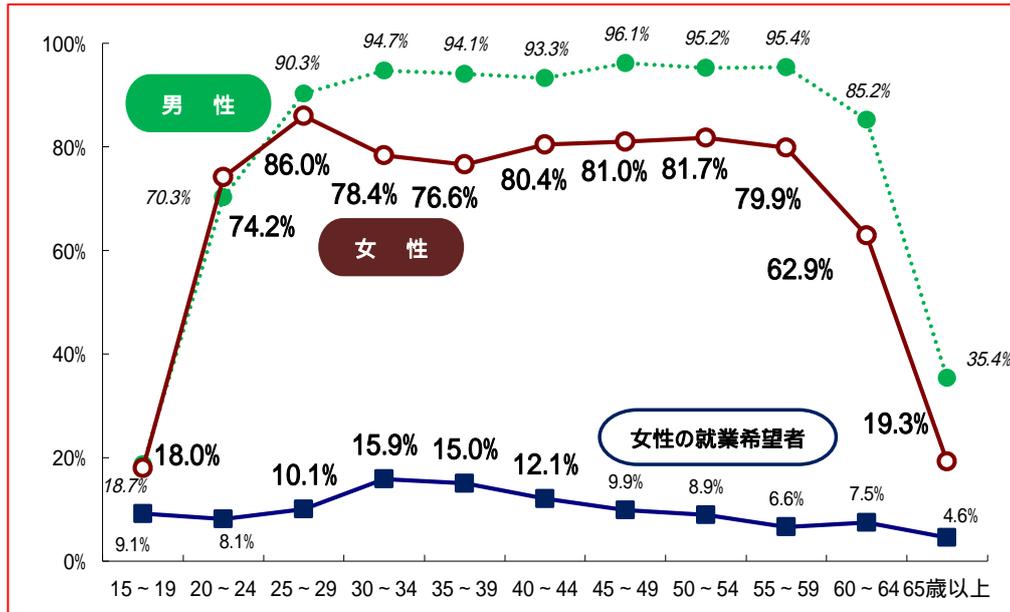
④女性の就労状況と男性の子育てへの関わり

ア 女性の有業率

近年、働く女性が増加し、25～44歳の世代に有業率が落ち込むいわゆるM字カーブは浅くなってきています。

一方で、多くの女性が就業を希望しており、25～44歳の滋賀県の無職の女性のうち、就業希望者は約2万人にのぼります。(就業構造基本調査 25～44歳 約67%)

男女別・年齢階級別有業率および女性の就業希望者比率(滋賀県)

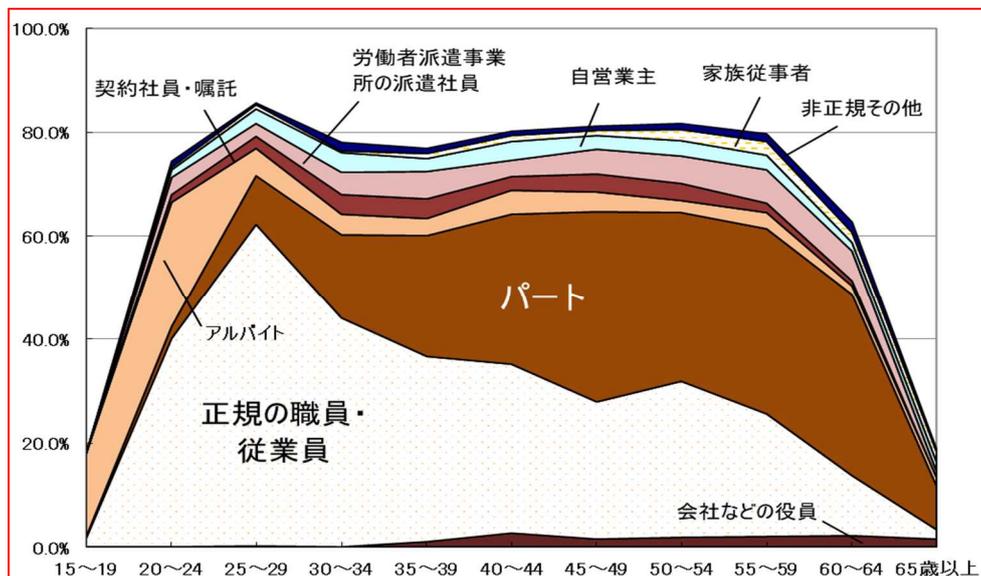


(資料) 就業構造基本調査 総務省 令和4年(2022年)

イ 女性の就業形態

子育て期にあたる30歳代で低い有業率は40歳代で回復しますが、パートタイム労働者の割合が高くなっています。

年齢階級別女性の就業形態(滋賀県)

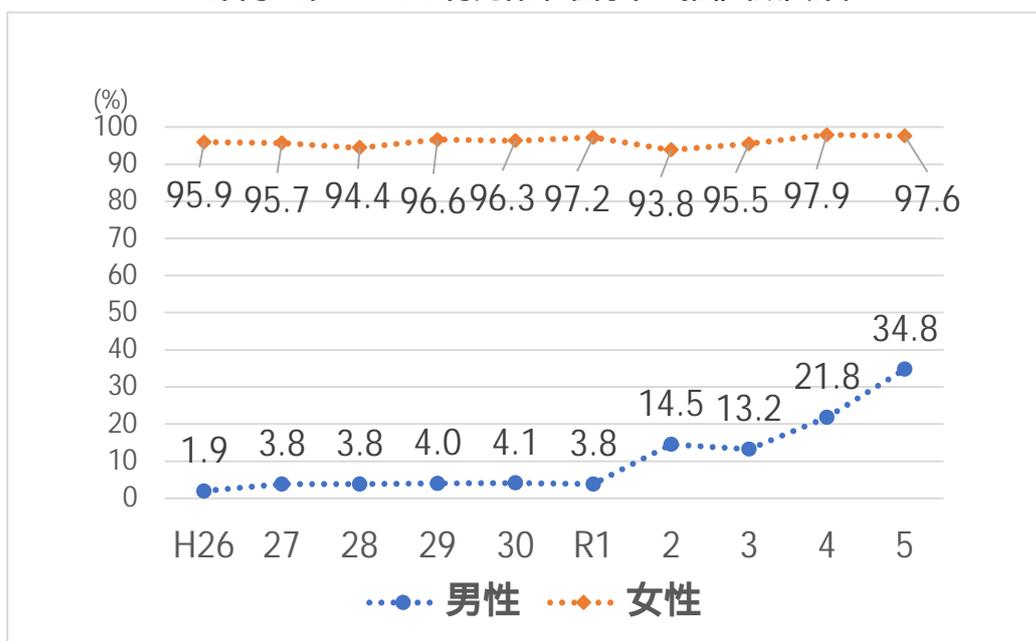


(資料) 就業構造基本調査 総務省 令和4年(2022年)

ウ 男性の子育てへの関わり

本県の事業所における女性の育児休業取得率は高い水準で推移し、90%以上の女性が育児休業を取得しています（令和4年度全国平均 90.6%）。男性の取得率は大きく上昇しており、令和5年は過去最高の取得率となっています（令和4年度全国平均 21.1%）。

県内企業における育児休業取得率の推移(滋賀県)

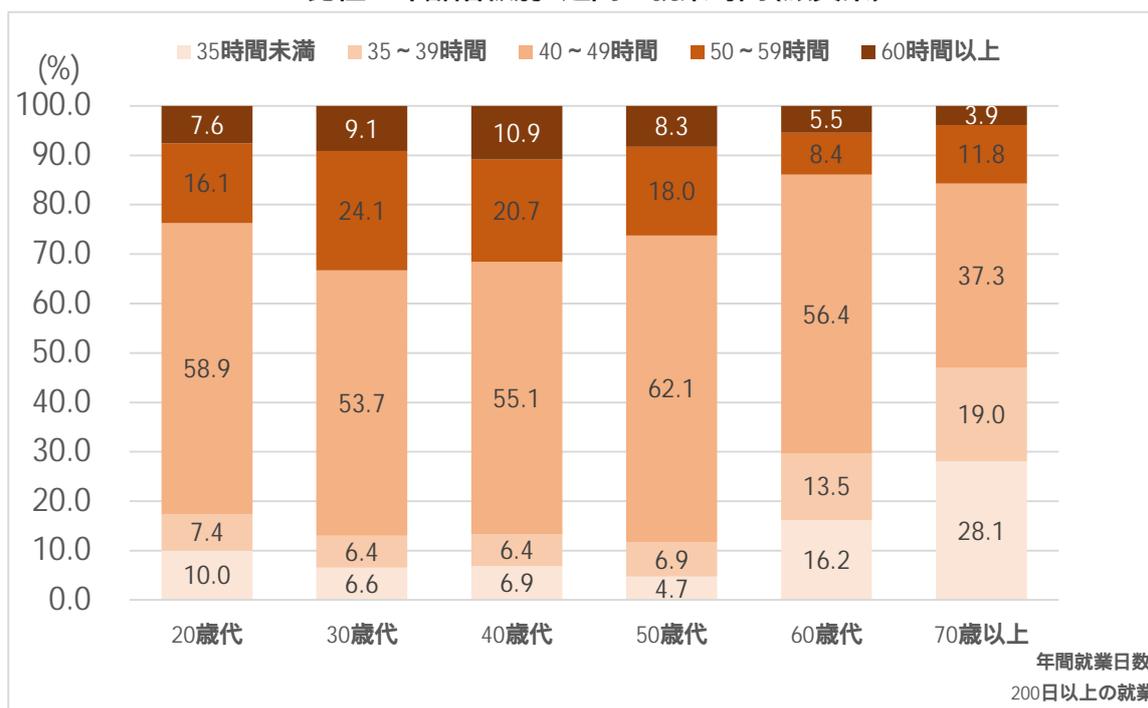


(資料) 労働条件実態調査 滋賀県 令和5年(2023年)

エ 男性の長時間労働

男性の就業時間は、子育て期にあたる30歳代で週50～59時間が24.1%、60時間以上が9.1%を占めており、他の年代と比較しても高くなっています。

男性の年齢階級別1週間の就業時間(滋賀県)



(資料) 就業構造基本調査 総務省 令和4年(2022年)

⑤保育所等・幼稚園の利用状況と待機児童の現状等

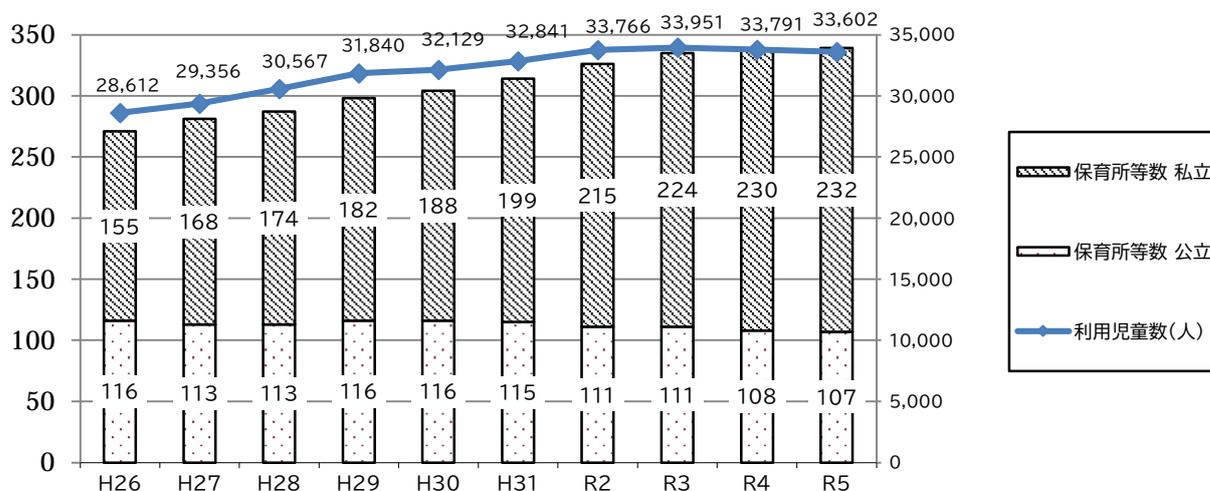
ア 保育所等・幼稚園の利用状況

令和5年4月1日の保育所等数は339園、児童数は33,602人であり、令和2年度（現行計画初年度）と比べ、保育所等数で13か所増加、児童数は164人減少しています。

利用児童数はこれまで右肩上がり増加してきましたが、ここ数年は少子化の影響もあり、横ばいから微減となっています。

一方、令和5年5月1日現在の幼稚園数は120箇所、児童数は8,411人で、認定こども園への移行等により、令和2年度と比べ11か所減少、児童数は2,898人減少しています。

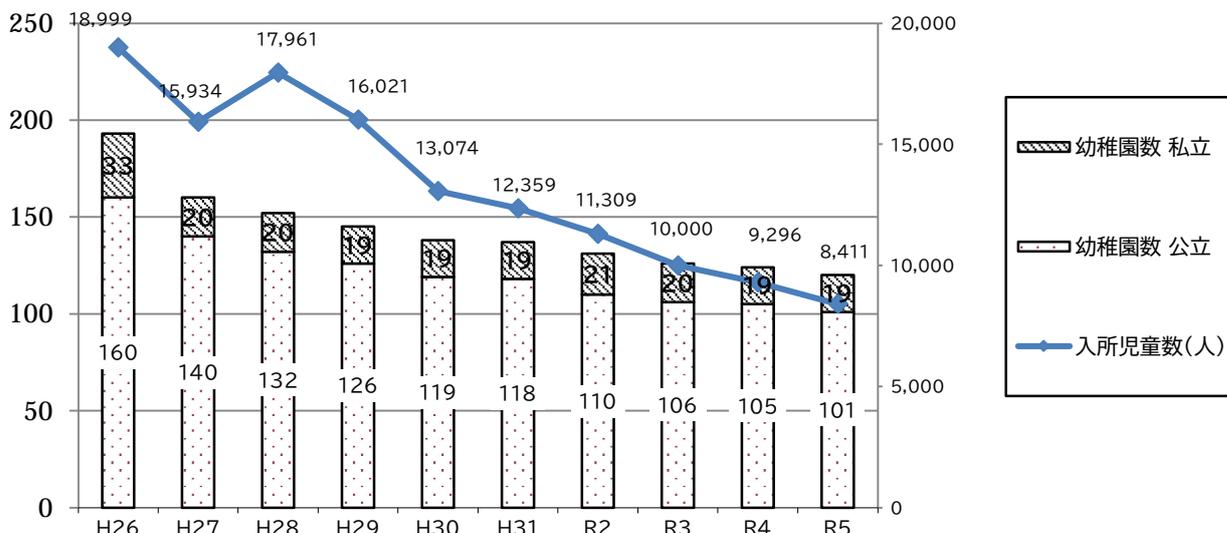
○保育所等の児童数の推移



(資料) 子育て支援課調べ「保育所等現況調」(各年4月1日現在)

(注) 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

○幼稚園の児童数の推移

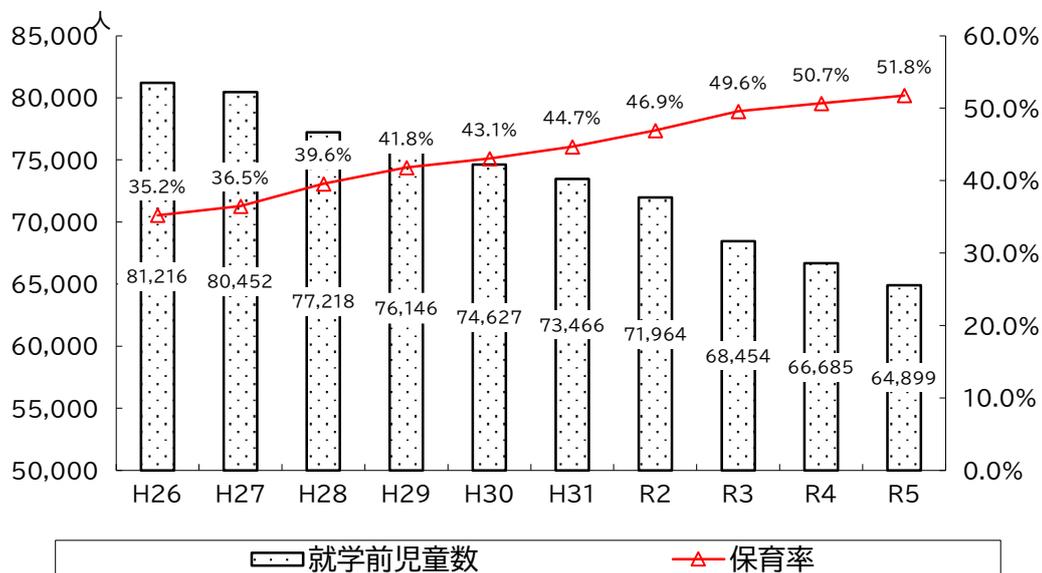


(資料) 学校基本調査(各年5月1日現在)

(注) 幼稚園：幼稚園型認定こども園を含む

○保育所等利用率の推移

令和5年4月1日の就学前児童数は、64,899人で、令和2年4月1日の71,964人と比べ、7,065人減少している中で、保育所等の入所児童数は増加しており、利用率は51.8%と半数を超え、保育ニーズの高まりがみられます（R5 保育率全国平均52.4%）。



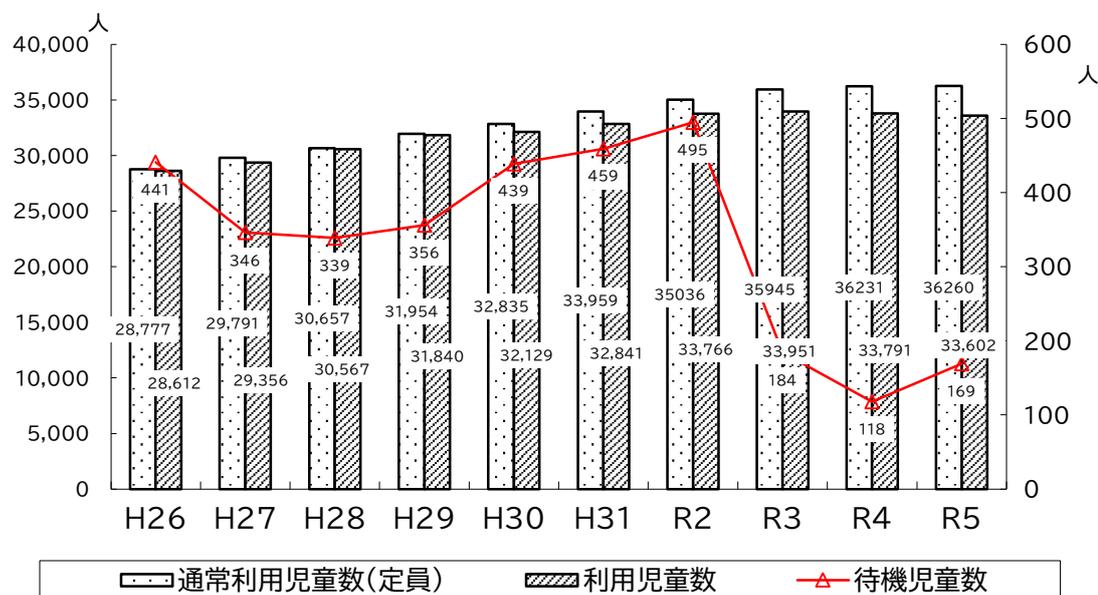
（資料）子育て支援課調べ「保育所等現況調」（各年4月1日現在）

（注）保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

イ 待機児童の推移

保育所等利用児童数は増加していますが、令和5年4月1日現在においても、169人の待機児童が生じています。

女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加、新型コロナウイルス感染症流行からの利用控えの解消等により、再び増加しています。

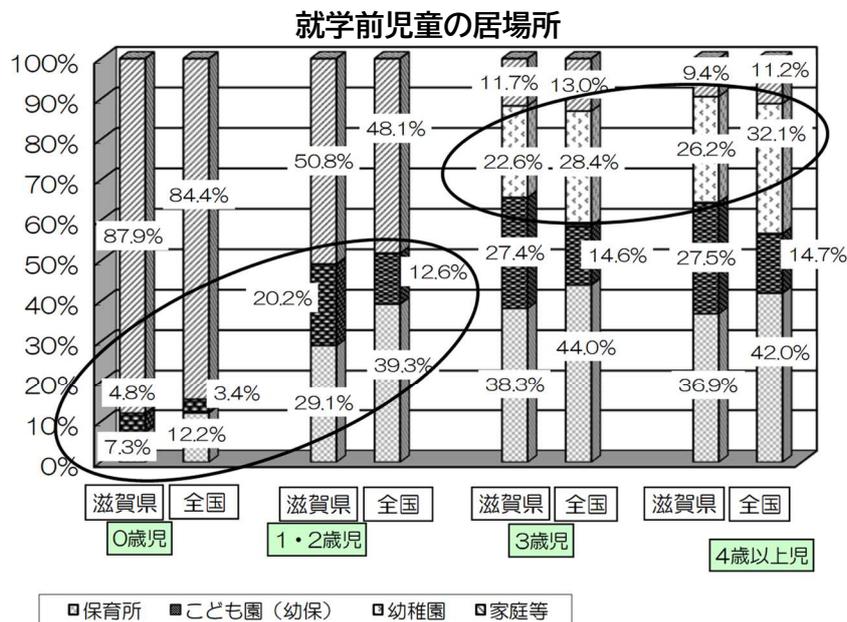


（資料）子育て支援課調べ（各年4月1日現在）

（注）保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

ウ 児童の居場所

全国的な状況と比較すると、滋賀県は0～2歳児の保育所の利用率がやや低く、幼稚園就園率も低い状況にあることから、家庭支援のニーズが高いことがうかがえます。



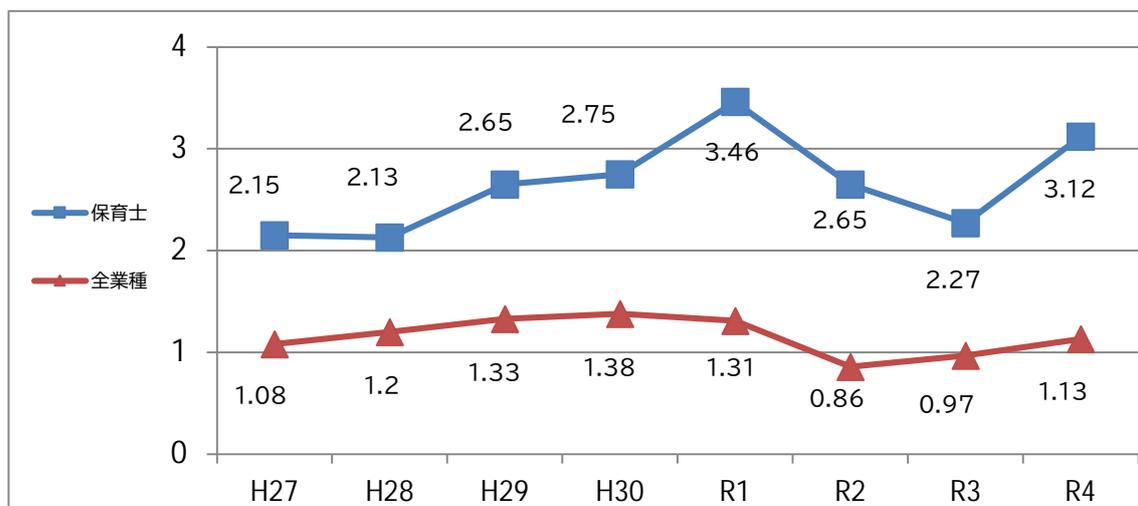
滋賀県出所:厚生労働省福祉行政報告例(令和5年4月) 文部科学省学校基本調査(令和5年5月) 毎月人口推計(令和5年4月)
 全国出所:厚生労働省福祉行政報告例(令和5年4月) 文部科学省学校基本調査(令和5年5月) 総務省人口推計(令和4年10月)

(注) 保育所: 保育所型認定こども園含む、こども園: 幼保連携型認定こども園のみ、幼稚園: 幼稚園型認定こども園含む

エ 保育人材の状況

保育士有効求人倍率は平均して2倍以上で推移し、3倍を超える年度もあるなど、他職種と比較して高く、慢性的に保育人材が不足している状況です。

有効求人倍率の推移(滋賀県)

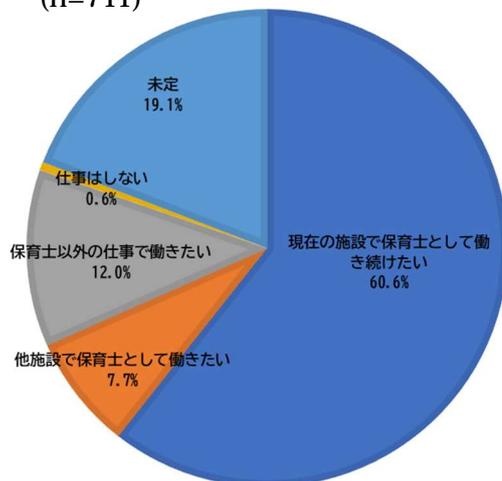


労働局公表値より子育て支援課作成

オ 保育士等実態調査について

滋賀県では、令和6年度に県内の現任保育士等および保育士等養成施設の学生を対象に、保育現場の現況や望む環境など、保育士等の現状と課題を明らかにするため、「保育士等就労等満足度調査」を実施しました。

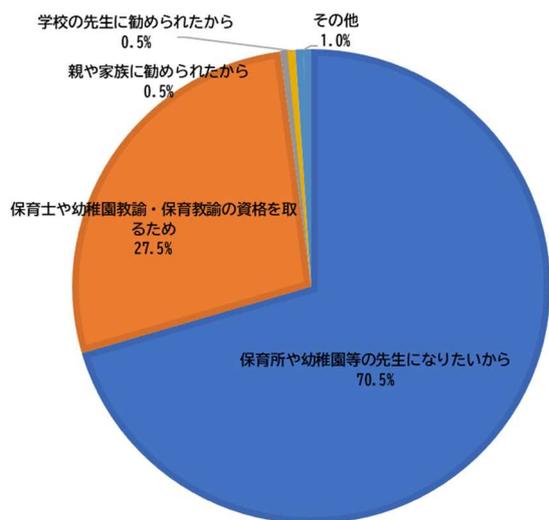
今後の就労意向(現任保育士等)
(n=711)



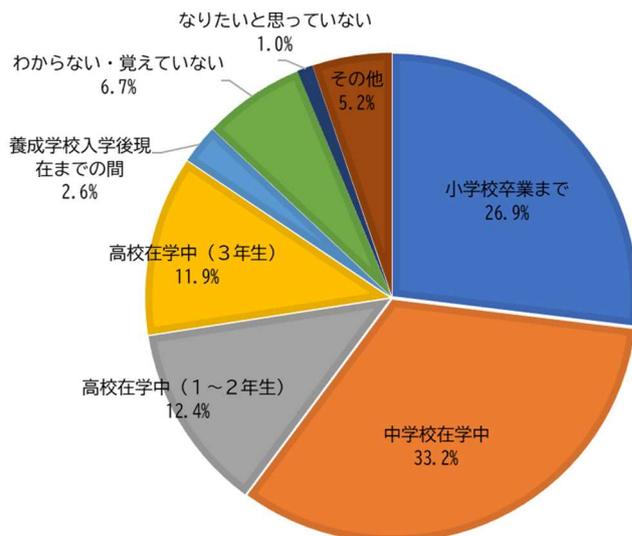
今後の就労意向については、「現在の施設で保育士等として働きたい」が60.6%で最も多く、「他施設で保育士等として働きたい」が7.7%あわせると、68.3%が保育士等として働きたいと回答されております。

また、保育士等養成施設の学生に調査した結果は以下のとおりでした。

保育士等養成施設に通っている理由は何ですか。
(n=193)



保育士等になりたいと思った時期はいつですか。
(n=193)

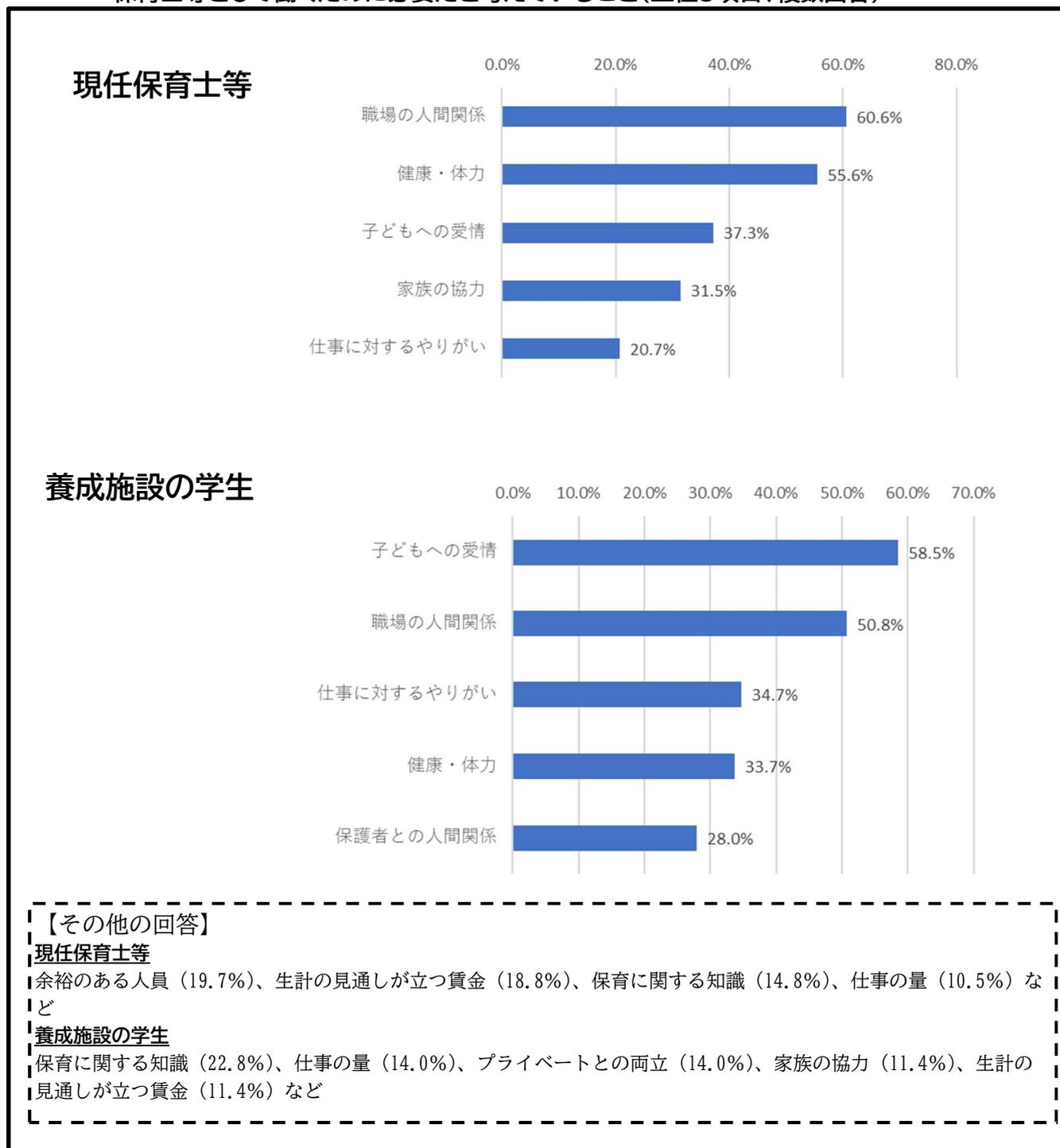


保育士等養成施設に通っている理由については、「保育所や幼稚園等の先生になりたいから」が70.5%で最も多く、次いで「保育士や幼稚園教諭・保育教諭の資格を取るため」が27.5%でした。

また、保育士等になりたいと思った時期については、「中学校在学中」が33.2%で最も多く、次いで「小学校卒業まで」が26.9%でした。中学校卒業までに保育士等になりたいと思う人が6割に達しています。

保育士等として働くために必要だと考えていることについて、現任保育士等では、「職場の人間関係」や「健康・体力」が重要であるとの回答が多かった一方で、保育士等養成施設の学生では、「子どもへの愛情」や「職場の人間関係」が重要だと考えていることがわかりました。

保育士等として働くために必要だと考えていること(上位5項目、複数回答)

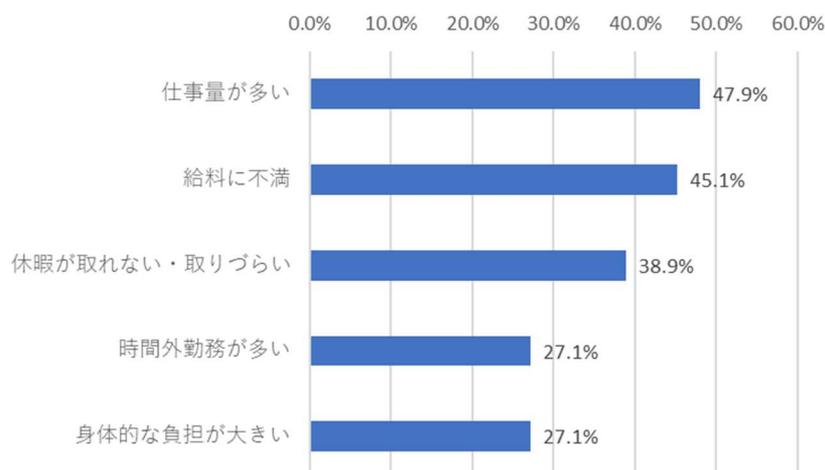


(資料) 保育士等就労等満足度調査 滋賀県 令和6年(2024年)

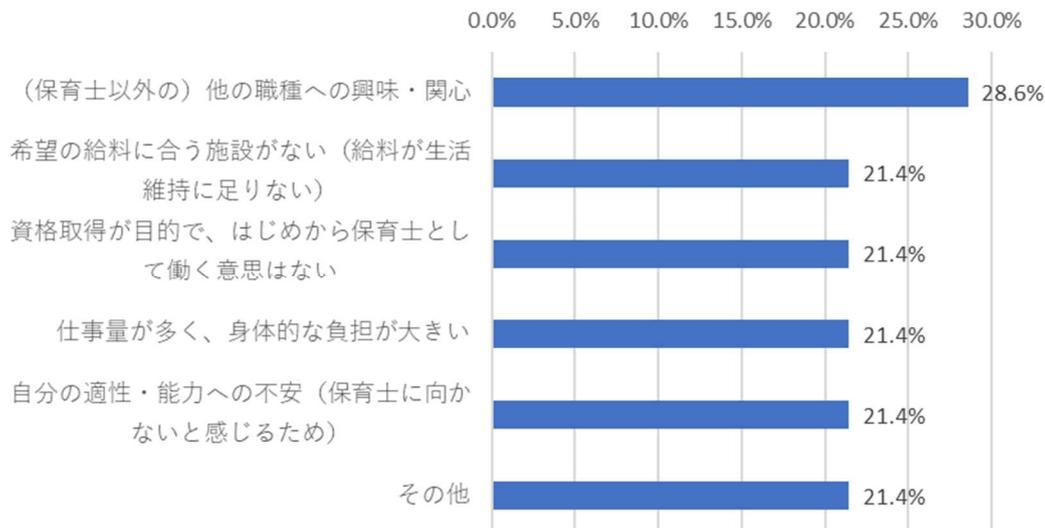
また、今後、保育士等として働きたくない理由として、現任保育士等では「仕事量が多い」や「給料に不満」、保育士等養成施設の学生では「他の職種への興味・関心」と答えた人が最も多くなりました。その他、理由はそれぞれの立場で異なり、人によって様々な理由がありました。現任保育士等では「休暇が取れない・取りづらい」「時間外勤務が多い」など、職場環境に関する回答も多くありました。

今後、保育士等として働きたくない理由(上位5項目、複数回答)

現任保育士等



養成施設の学生



【その他の回答】

現任保育士等

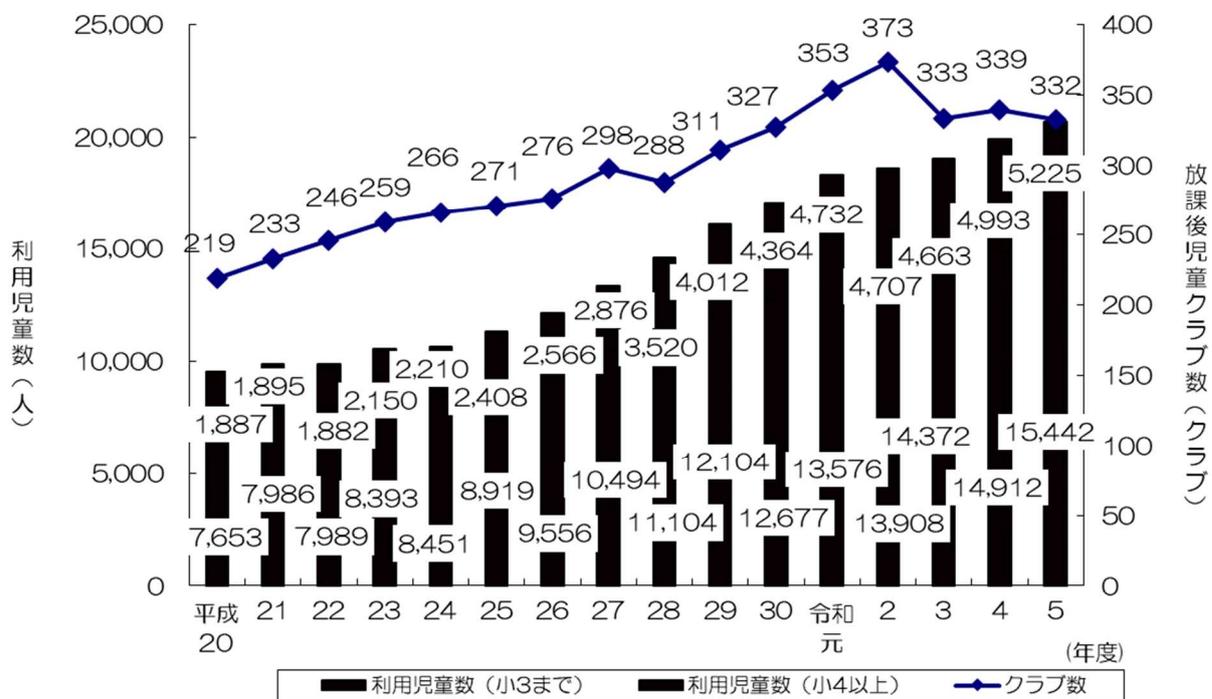
自分の適性・能力への不安 (25.0%)、責任への重さ・命を預かることへの不安 (23.6%)、出産・子育て・家事・介護など家庭との両立 (20.8%) など

養成施設の学生

休暇が取れない・取りづらい、時間外勤務が多い、職場の人間関係に不安 (いずれも 14.3%) など

カ 放課後児童クラブの状況

令和5年5月1日現在、県内の放課後児童クラブは、332か所で、利用児童数は20,667人（小1～小3：15,442人、小4～小6：5,225人）と年々増加しています。



(資料) 子育て支援課調べ (各年5月1日現在)

キ 放課後児童クラブ実態調査について

滋賀県では、令和3年度に県内の放課後児童クラブを対象に、放課後児童クラブの実態を調査・分析し、今後の効果的な放課後児童クラブの質の向上の取り組みに繋げることを目的として、「放課後児童クラブ実態調査」を実施しました。

調査項目「放課後児童クラブの運営に課題に感じていること」については90施設から自由記述による回答があり、結果は以下のとおりでした。

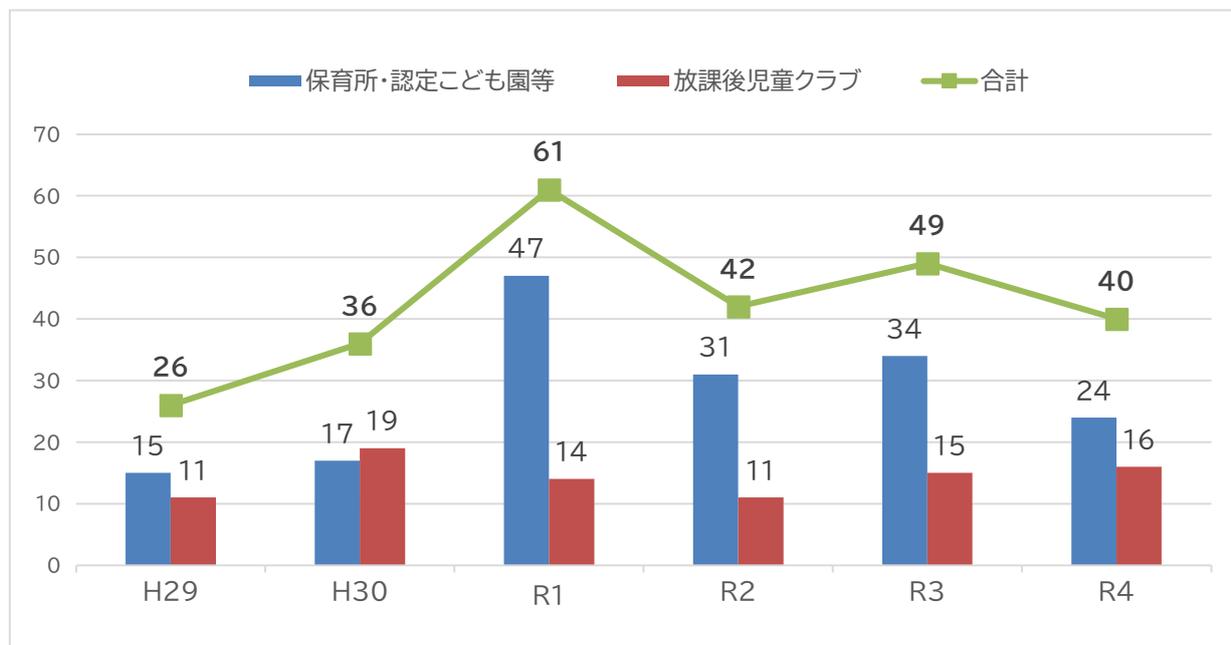
- 人材に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21件
 - 放課後児童クラブの性質上、フルタイム勤務の募集がしにくく、夕方遅くまでの勤務となるため、支援員の確保にも苦慮している
 - 補助員増員を求めているが、応募者がいないため、長期休業中の勤務態勢に困っている。現状のスタッフでやりくりしているため、今後の課題。
- 子どもへの接し方・保育のあり方について・・・・・・・・・・19件
 - 要支援児童を含め児童一人ひとりの個性を尊重したきめ細やかな対応。指導員によって子どもたちに求める姿が異なり対応にも差が生じている。指導員として目指す指導のあり方や保育に関する共通理解を促すことが重要
 - NPO法人として立ち上げられてからの年数の浅さもありませんが、今までの保護者会運営時の各々の学童のやり方が根本にまだまだある。とくに職員の意識がまちまちである
- 給与、福利厚生などに関すること・・・・・・・・・・17件
 - 人材が不足しています。人員ではなく人材です。非正規であること、処遇改善が一向にすすまないため、長く働き続けられない。同時に、人材育成が進まない。負の連鎖がますます大きくなっている現状です
- 施設・設備に関すること・・・・・・・・・・12件
 - 住宅街の中にある施設なので、地域対応は1番の課題である。隣接する公園は狭く、ボール遊び等が禁止されているため、外遊びが充実できない
- 補助金・予算・運営に関すること・・・・・・・・・・12件
 - 受け入れ人数が減少していった場合、補助金額となるが、支援員、補助員など雇用している以上、賃金がそれによって下がる。または雇用止めになるようなことにならないか
- 支援員・補助員の高齢化について・・・・・・・・・・10件
 - 支援員の高齢化に危機感を覚えている。求人の応募も高齢化している
- 支援員・補助員の配置基準について・・・・・・・・・・5件
 - フルタイム勤務から会計年度へ変更になり、短い時間で以前と同じ仕事業務をするのには無理がある。働く人の年齢層を（キャリアも考え）、もう少しバランスよく配置してほしい
- 配慮が必要な子どもへの対応について・・・・・・・・・・4件
 - 配慮が必要な子供達への関わり
- その他・・・・・・・・・・31件

ク 保育所・認定こども園等、放課後児童クラブにおける重大事故による負傷者等の状況

死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事故による負傷者等は、県内の保育所・認定こども園等と放課後児童クラブをあわせて令和 4 年で 40 名でした。40 名中 37 名が骨折による負傷です。

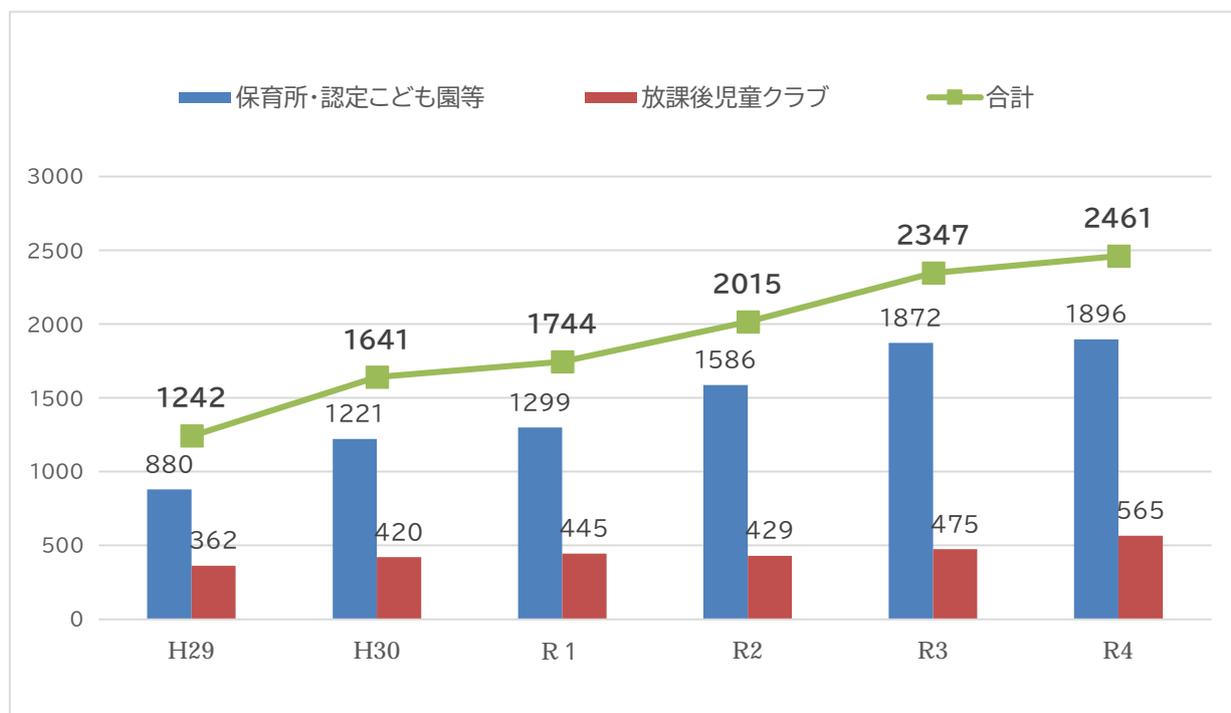
全国では重大事故の事故報告件数は右肩上がりに増加しております。

重大事故による負傷者等の状況(滋賀県)



(資料) 子育て支援課調べ

重大事故の事故報告件数の状況(全国)

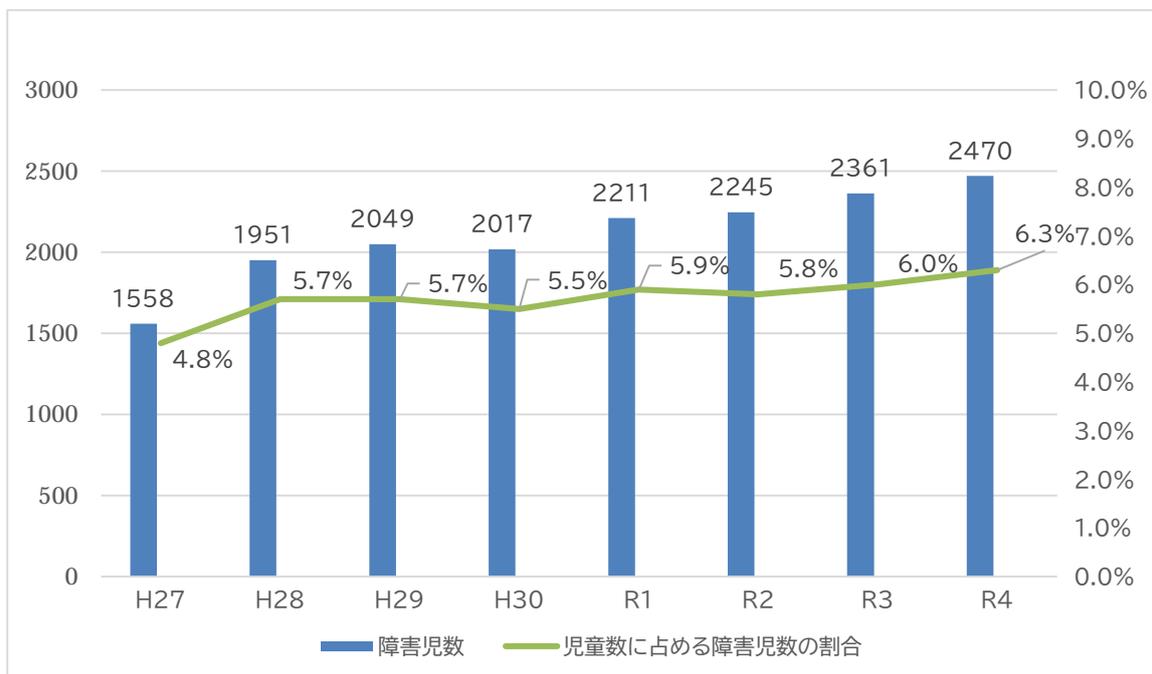


(資料) こども家庭庁「教育・保育施設等における事故情報データベース」

⑥特別な支援の必要な児童生徒数の推移

ア 児童数に占める障害のある児童数の割合

保育所・認定こども園における障害児数、児童数に占める障害のある児童数の割合は年々増加しています。

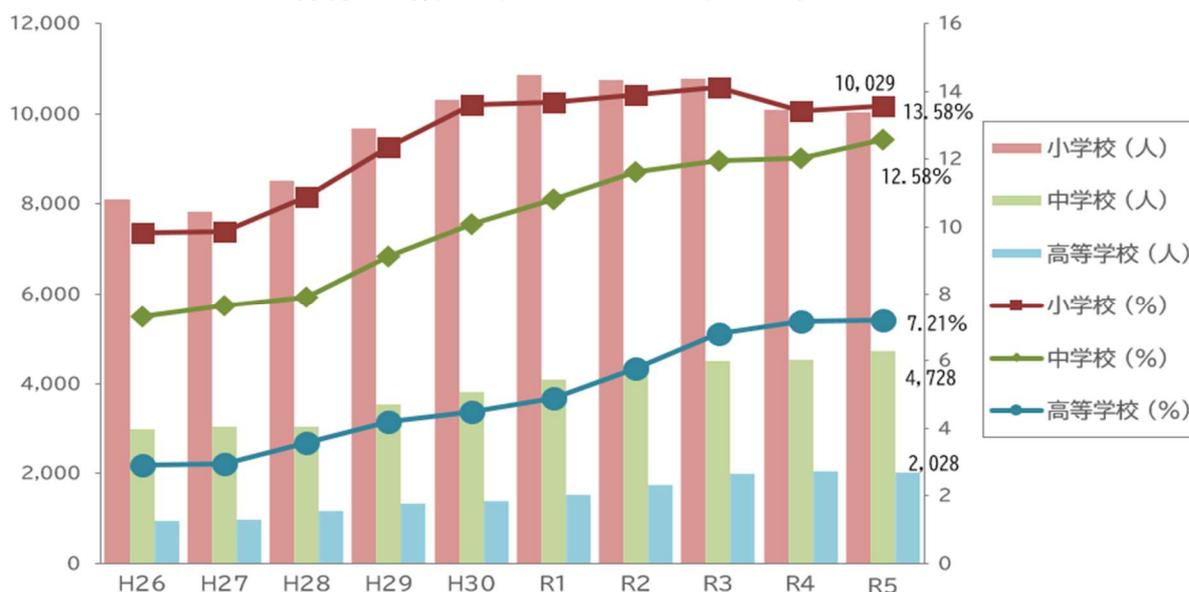


(資料) 子育て支援課調べ「保育所等現況調」

イ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒数の推移

発達障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、年々増加しており、令和5年度では、小学校で13.58%、中学校で12.58%、高等学校で7.21%の在籍率となっています。

公立小中高等学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数の状況



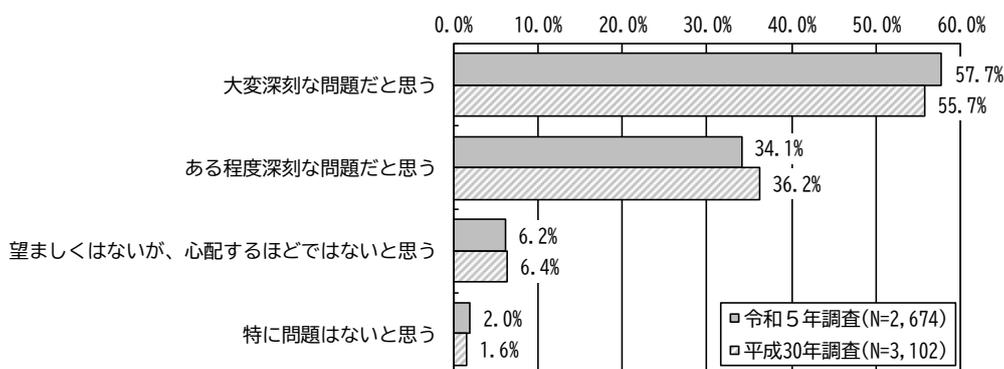
(資料) 特別支援教育に係る実態調査(各年9月1日現在)

⑦子育てに関する県民の意識

ア 少子化に対する意識

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、出生率の低下が進むことについて「大変深刻な問題」または「ある程度深刻な問題」と答えた人の割合が91.8%にのぼっており、深刻な問題と考えている人が多くなっています。

出生率の低下が進むことについて



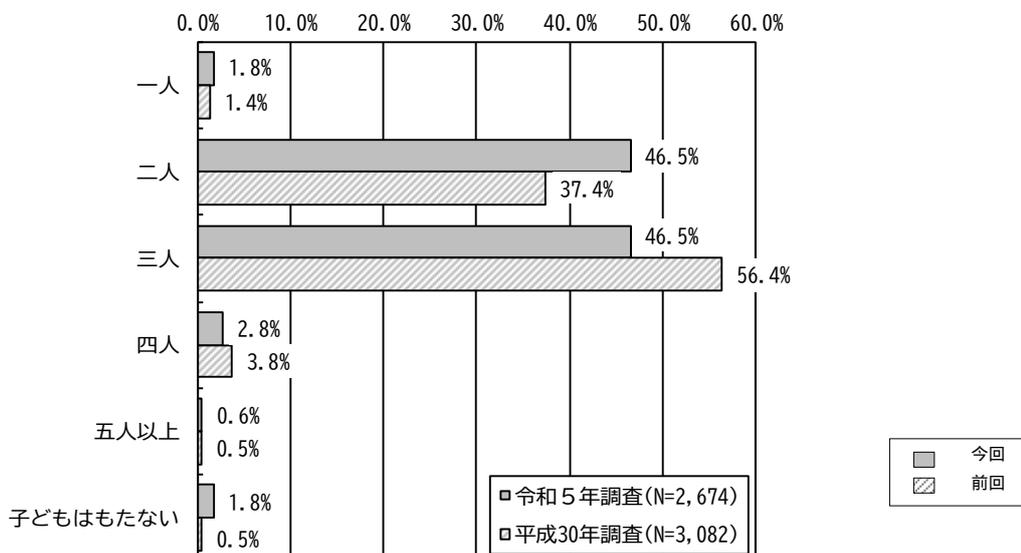
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 令和5年(2023年)

イ 理想とする子どもの数

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、理想とする子どもの数は、「二人」「三人」と答えた人の割合が46.5%と最も高くなっていますが、実際にもつ子どもの数は「二人」とする割合が全体で56.0%と最も高く、次いで「三人」が21.2%となっており、理想と現実との間には差があることが分かります。前回調査(平成30年度実施)と比較すると、「三人」以上と答えた人の割合が減少しています。

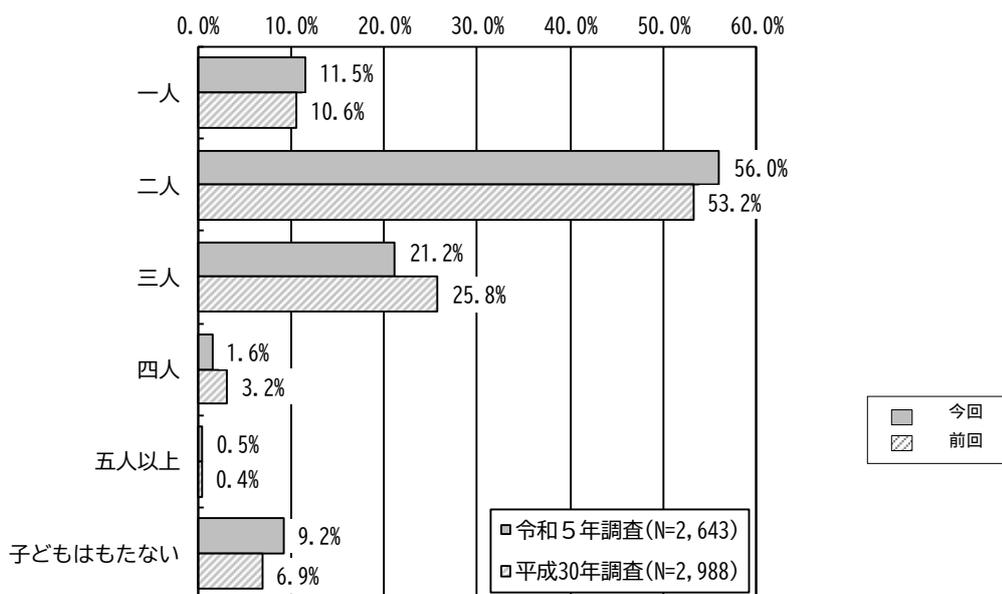
また、「理想の子ども数」より「実際にもつつもりの子どもの数」が少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が60.9%と最も多くを占めています。

理想の子どもの数



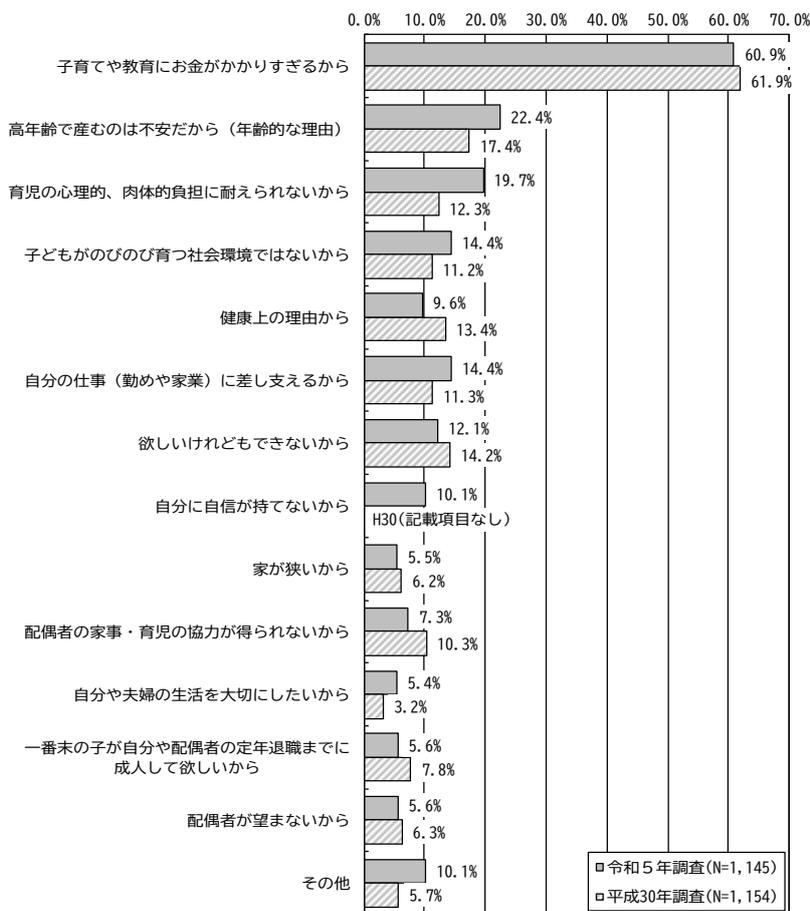
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 令和5年(2023年)

実際にもつつもりの子どもの数



(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 令和5年(2023年)

実際にもつつもりの子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由



グラフ中の「H30(記載項目なし)」は、前回調査時はなかった選択肢(今回新たに追加された項目)のため、各項目の経年比較には注意が必要です。

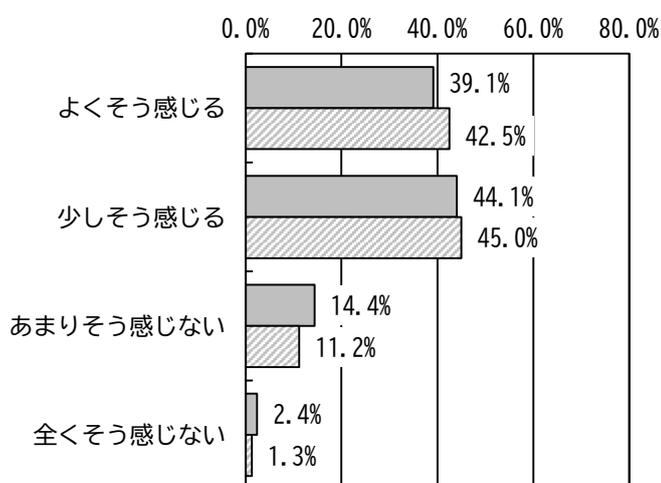
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 令和5年(2023年)

ウ 育児に対する意識

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てについて、「毎日が充実している」と感じる人の割合は「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると83.2%、「子育てが楽しい」と感じる人の割合は「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると91.1%にのぼっております。いずれの割合も前回調査と同程度の水準となっております。

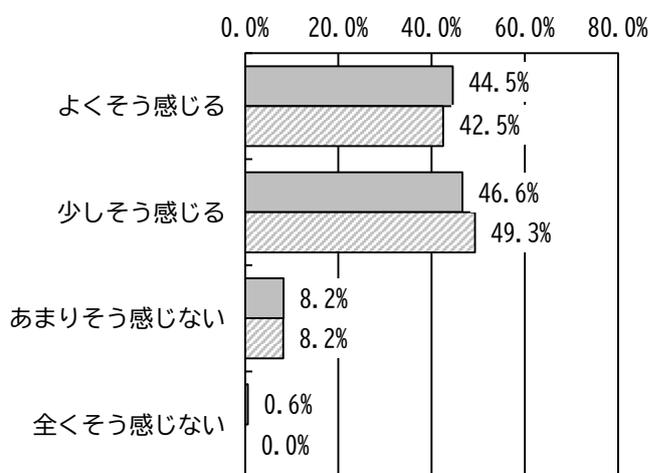
一方、「育児の自信がない」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると58.3%、「育児ストレスを感じることもある」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると67.3%にのぼっております。いずれの割合も前回調査（平成30年度実施）と比較すると、増加しております。

毎日が充実している



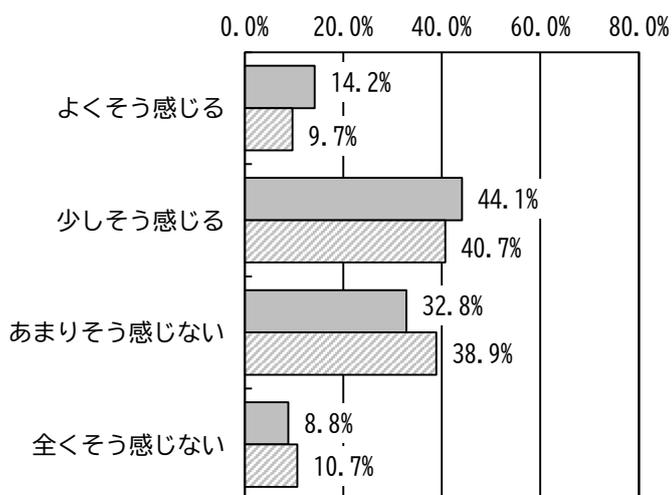
□令和5年調査(N=667) □平成30年調査(N=635)

子育てが楽しい



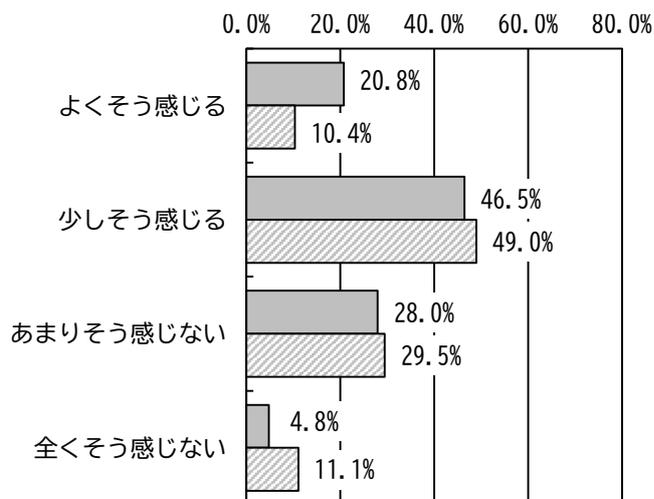
□令和5年調査(N=667) □平成30年調査(N=635)

育児に自信がない



□令和5年調査(N=667) □平成30年調査(N=637)

育児ストレスを感じることもある



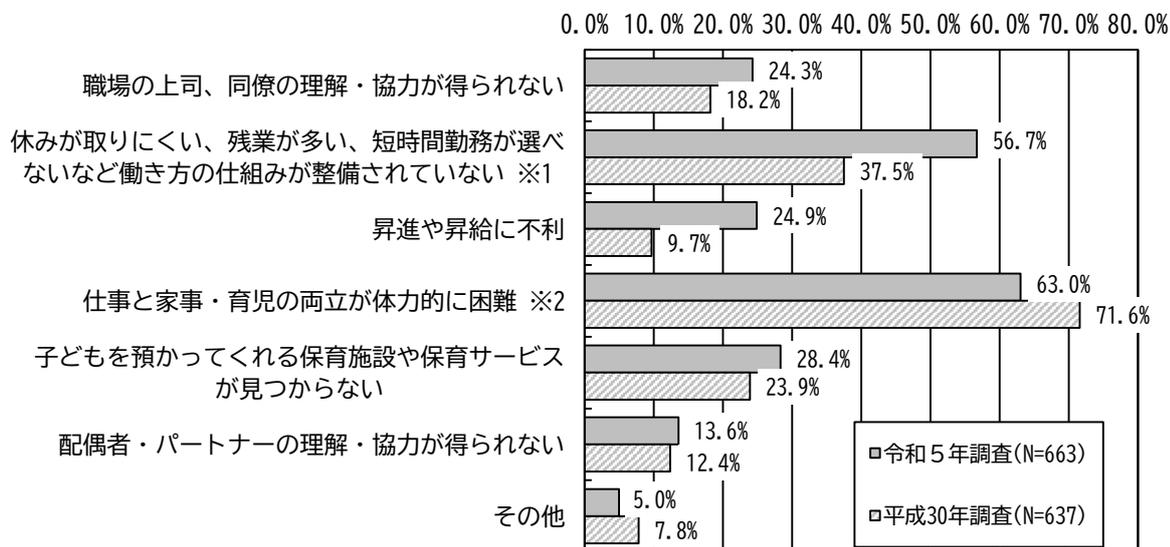
□令和5年調査(N=665) □平成30年調査(N=637)

(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 令和5年(2023年)

エ 子育てと仕事を両立する上での問題意識

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てをしながら働く上での問題点については、回答者の63.0%が「仕事と家事・育児等の両立が困難」、次いで56.7%が「休みが取りにくい、残業が多い、短時間勤務が選べないなど働き方の仕組みが整備されていない」と考えています。

子育てしながら働く上での問題点



前回調査から「子育てに十分時間がかけられない」の選択肢が削除されているため、各項目の経年比較には注意が必要です。

※1 前回調査では「休みが取りにくい、残業が多い」の選択肢となっているため、比較には注意が必要です。

※2 前回調査では「仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難」の選択肢となっているため、比較には注意が必要です。

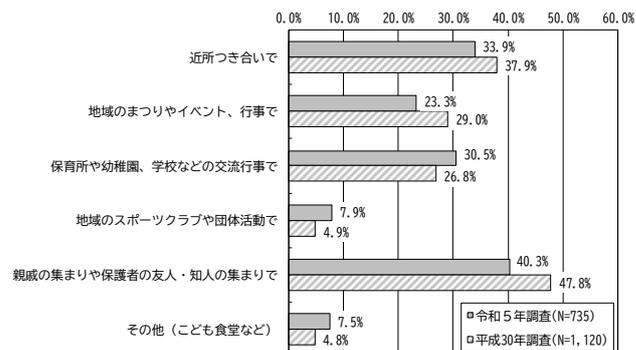
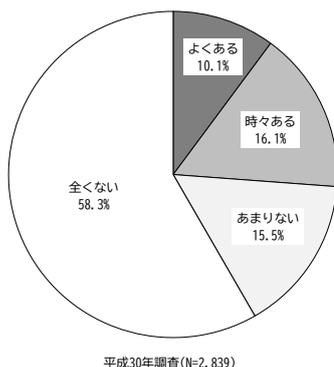
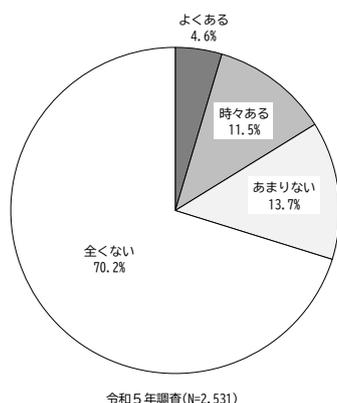
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 令和5年(2023年)

オ 地域のつながり

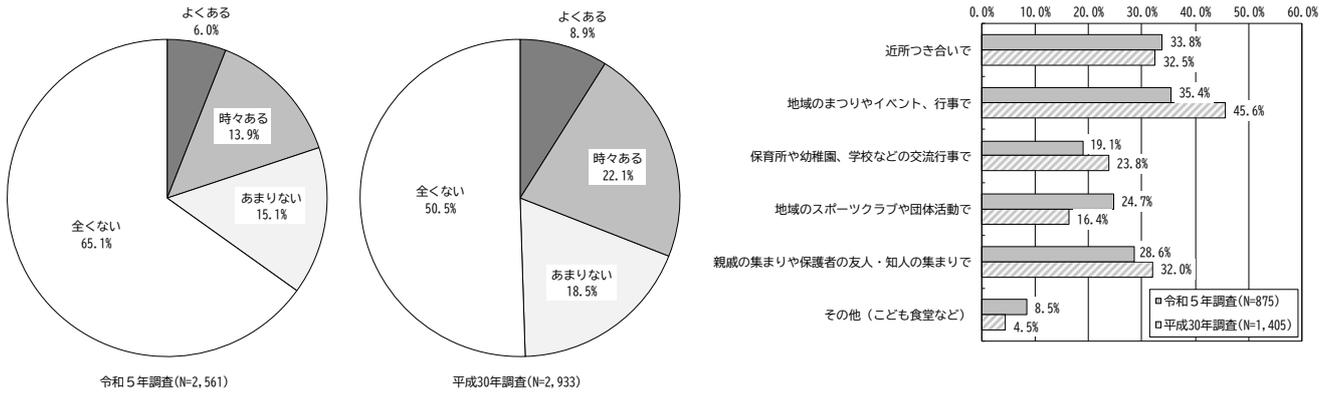
令和5年度子育てに関する県民意識調査では、「地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会」の有無について「全くない」と答えた人が最も多く、前回調査(平成30年度実施)と比較すると増加しており、地域のつながりが弱まっていることがうかがわれます。

地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会

a. 乳幼児



b. 小学生

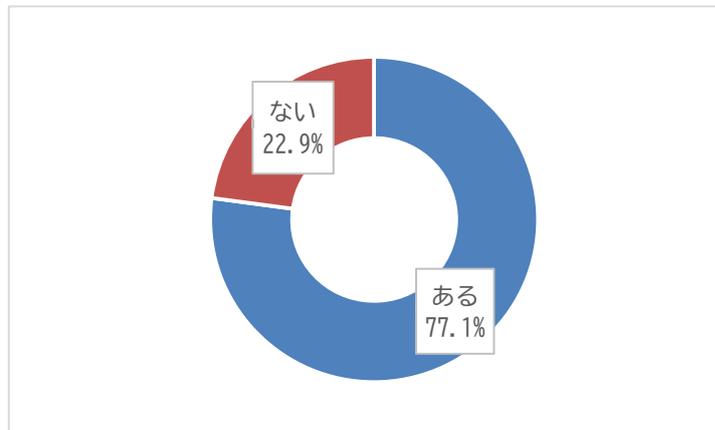


(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 令和5年(2023年)

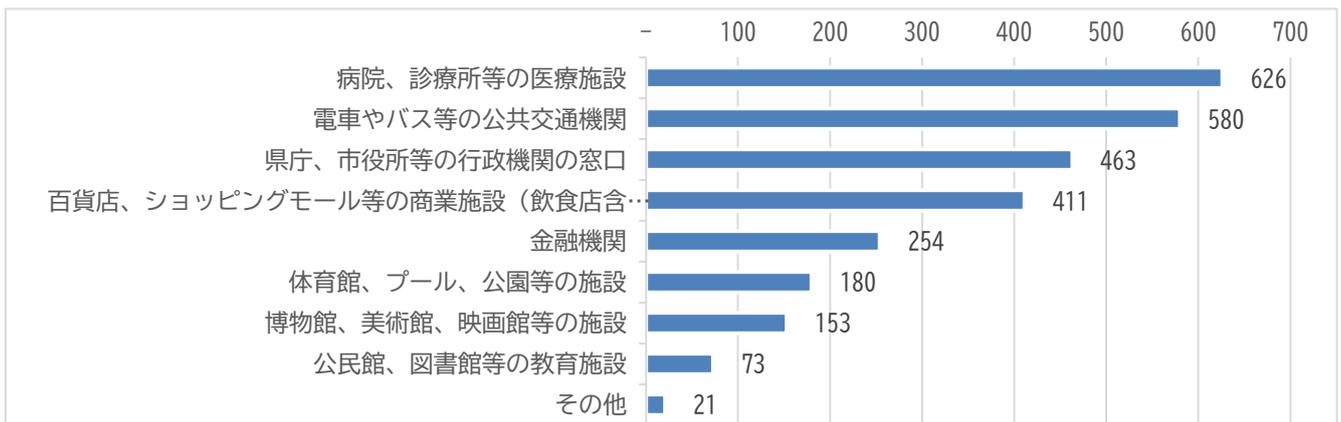
カ 子ども・子育てにやさしい社会づくりに関する県民の意識

令和5年度に実施した子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアンケート調査では、子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じる割合が77.1%にのぼっております。特に負担を感じると答えた場所や施設については「病院、診療所等の医療機関」「電車やバス等の公共交通機関」「県庁、市役所等の行政機関の窓口」が上位の回答結果となっております。

子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じる割合



負担を感じる割合があると回答された方が、特に負担を感じると答えた場所や施設



(2)国制度の動向など社会情勢の変化

子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法(平成 15 年法律第 133 号)等に基づき、総合的な施策が講じられてきましたが、平成 24 年 8 月に質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大および確保ならびに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)および児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

これら法の制定等に伴い、基礎自治体である市町村が実施主体となり、子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行されています。

また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに質の高い幼児教育の機会を保障するとともに、保護者の負担軽減を図るため、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)および「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

令和 2 年 1 月以降に流行した新型コロナウイルス感染症により子どもの生活にも大きな影響を与えました。滋賀県で実施した「子どもの声」アンケート調査報告書によると、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人との関わり、スキンシップが減っていること等について子どもの将来において不安に思うという声もあがっていました。

さらに、令和 5 年 4 月からは、次代の社会を担う全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送れる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)が制定されるとともに、こども政策に関する総合調整権限を一本化し、司令塔機能を有するこども家庭庁が発足しました。

また、政府が掲げる「次元の異なる少子化対策」を実現するため、取り組むべき政策強化の基本的方向や今後 3 年間の集中取組期間において実施すべき「こども・子育て支援加速化プラン」、将来的な子ども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示す「こども未来戦略」が令和 5 年 12 月に閣議決定されました。

「加速化プラン」に盛り込まれた施策の着実な実行として、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)等の一部改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講ずることとされています。

一方、母子保健については、平成 30 年 12 月に成育基本法が施行されました。成育基本法は児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的としています。成育医療等の提供に関する施策に関する基本理念のほか、国、地方公共団体、保護者、医療関係者などの責務を明らかにするとともに、成育医療等基本方針の策定、基本的施策となる事項などについて定めています。

「健やか親子 21」は、関係者、関係機関・団体一体となって推進する母子保健の国民運動として、平成 13 年より展開されてきており、令和 5 年度以降は、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置付け、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進しています。

(3)現行計画の取組状況と評価

① 社会全体で子育て・子育てを応援

ア 子どもの人権が尊重される社会環境づくり

保育所等の職員に対して、様々な人権問題について正しい理解と認識を持ち、人権感覚を磨き高めるとともに、その問題を自分自身の課題ととらえ実践に結びつける技能や態度を身につけられるよう、多様な研修機会の充実を図っています。

イ 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

○ 障害や病気がある子どもに対する支援

すべての子どもが人権を尊重され、安心・安全に健やかに成長できるよう、障害のある子どもや外国人の子どもとその家族へ関係機関と連携し、支援を行っています。

また、発達障害に対する県民理解の促進や誕生から就労に至るまでの一貫した支援のための相談支援ファイルの活用を推進しています。障害のある子どもを理解し支える身近な人の輪を広げる取組やライフステージをつなぐ切れ目のない支援が求められています。

子ども食堂などの場を通じて、子ども、高齢者、障害者等を含めたさまざまな人が参画・交流する機会の充実を図っています。

数値目標	平成 30 年度	令和 5 年度（実績）	令和 6 年度（目標）
放課後等デイサービス利用者数	2,187 人	3,573 人 [令和 6 年 1 月 サービス提供分]	3,691 人

○ 外国人幼児児童生徒等に対する支援

外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている保育所等において、保育士等の追加配置や通訳等を活用し外国につながりをもつ家庭とのコミュニケーションの円滑化を図るなど、外国につながりをもつ子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた個別の支援の充実を図っています。

外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている認可外保育施設に対して、保育内容の充実や質の向上に向けた指導・助言を実施しています。

② 安心・安全な子育て環境

ア 安全・安心に子どもを生き育てることができる環境づくり

○ 子どもを生き育てる機運の醸成

出産や子育てに対する不安を解消するとともに、子どもが安全・安心に成長することができるよう、妊娠や出産等に関する意識づくりを行うとともに、妊婦健診を受けられる体制の確保や母子手帳交付時からの伴走型相談支援、乳児家庭全戸訪問などによる相談指導の充実、周産期医療体制の充実を図っています。

○ 安心・安全な妊娠・出産の確保

不妊に悩む方への支援として、不妊専門相談センターにおいて、不妊・不育症、出生前検査等の専門的な相談を実施しています。また、不妊治療が受けやすい職場環境や周

困りの理解が得られるよう、令和4年度から不妊治療と仕事の両立支援にかかる出前講座を実施しています。

安心して妊娠・出産できるように、県内を4ブロック化し周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、周産期協力病院などの周産期医療体制を整備し、充実を図っています。

周産期の死亡児数は、令和4年は出産1,000人あたり2.2人で全国平均を下回っています。

予期せぬ妊娠などにより、身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が一人で悩みを抱えこまず支援につながるよう、令和4年度より「にんしんSOSしが」を開設し、電話、メール、LINEでの相談を実施しています。

市町において、妊娠時から出産、子育て期まですべての妊産婦に対し、伴走型相談支援による切れ目なく支援するとともに、マタニティーブルー、産後うつ、望まない妊娠や若年の妊娠出産、経済面や家庭環境等の事情を抱えた妊産婦に対し、個別の状況に応じた支援を実施しています。

全市町において、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施し、産前産後の支援を行うとともに、産後うつや母胎等の健康状態の確認、新生児への虐待予防等を図る観点から産婦健康診査事業を実施する市町が増加しています。

数値目標	平成30年度	令和5年度（実績）	令和6年度（目標）
周産期の死亡児数 （出産1,000人あたり人数）	3.2人 （平成29年）	2.2人 （令和4年）	全国平均より低い
産前・産後サポート事業の取組市町数	15市町	全市町	全市町
産後ケア事業の取組市町数	15市町	全市町	全市町

○ 子どもの健康・医療の充実

保育所等における子どもの健康と安全の確保が図られるよう、「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」や「保育所における感染症対策ガイドライン」等の活用を促進しています。

学校欠席者情報収集システムの普及促進を図り、認定こども園、保育所および幼稚園において、感染症の流行情報の把握による感染症対策を促進しています。

誤飲・誤食、転落・転倒、やけどなどの子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策を推進するため、母子健康手帳や別冊に啓発内容を記載しており、引き続き啓発に努めています。加えて、事故防止対策のリーフレット作成や事故防止研修の実施等により事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策に努めています。

イ すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図っています。

地域の子育て支援の更なる充実のため、市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、引き続き計画的に取組を進める必要があります。

数値目標	平成 30 年度	令和 5 年度 (実績)	令和 6 年度 (目標)
一時預かり事業の実施			
一時預かり事業（幼稚園型）提供体制	182,681 人	413,917 人 [令和 4 年度]	308,277 人
一時預かり事業（幼稚園型以外）提供体制	47,019 人	73,882 人 [令和 4 年度]	81,690 人
延長保育提供体制	7,778 人	13,748 人 [令和 4 年度]	13,994 人
病児保育提供体制	16,858 人	24,058 人 [令和 4 年度]	23,590 人
利用者支援事業実施箇所数			
基本型	22 か所	31 か所 [令和 4 年度]	39 か所
特定型	6 か所	6 か所 [令和 4 年度]	12 か所
母子保健型	26 か所	29 か所 [令和 4 年度]	27 か所
地域子育て支援拠点事業 拠点数	88 か所	94 か所	90 か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ) 利用者数	214 人	748 人 [令和 4 年度]	698 人
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) 利用者数	165 人	222 人 [令和 4 年度]	235 人
ファミリー・サポート・ センター利用者数	17,319 人	15,908 人 [令和 4 年度]	19,506 人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 利用児童数	17,041 人	23,006 人 [令和 4 年度]	23,678 人
乳児家庭全戸訪問事業 実施率	81.9%	77.6% [令和 4 年度]	100%
養育支援訪問事業訪問数	5,036 人	5,817 人 [令和 4 年度]	6,062 人
妊婦健診受診回数	139,799 回 [平成 29 年度]	120,084 回 [令和 4 年度]	155,703 回

○ 障害のある子どもとその家族への支援

県内 7 圏域において各市町が運営する 14 か所の児童発達支援センターへの運営支援等を小児保健医療センター療育部による巡回支援により実施しています。

また、人員の加配に対する補助事業も引き続き実施してまいります。

令和 5 年 4 月に開設しました滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターにおいて、重症心身障害児者および医療的ケア児者に対する専門的ケアマネジメントを実施するとともに、福祉圏域の地域自立支援協議会や個別の支援会議（サービス担当者会議等）に対する支援を行い、専門性の高いケアマネジメントシステムの実施を推進します。（令和 5 年度：45 件、延べ相談支援回数 242 回）

医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制を整備するために必要な人材を養成するための研修（医療的ケア児等コーディネーター養成研修）を実施しています。（令和元年度～令和5年度修了者数：119名）

各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター養成研修を修了した者を中心とした、医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制の整備を図ります。

ウ 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

待機児童解消に向け、市町が実施する民間保育所等の施設整備を積極的に支援するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や病児・病後児保育の実施を支援しています。

保育の受皿整備により、保育所等の利用児童数は増加しているものの、依然待機児童が増加しつつあることから、引き続き、潜在的保育ニーズを含めた待機児童の解消への対応などとともに、保育を担う人材の確保が課題となっています。

数値目標	平成30年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (目標)
認定こども園等利用児童数			
3歳以上の認定こども園 (教育標準時間認定)、 幼稚園利用児童数	24,444人	22,134人	20,149人
3歳以上の認定こども園 (保育認定)、 保育所利用児童数	20,631人	23,289人	24,591人
3歳未満の認定こども園 (保育認定)、保育所、 小規模保育等利用児童数	13,487人	15,809人	16,760人
延長保育利用者数	7,778人	13,748人 [令和4年度]	13,784人
病児・病後児保育利用者数	16,858人	24,058人 [令和4年度]	16,167人
認定こども園等従事者数 (幼稚園教諭・保育士等)	9,744人	10,955人	11,933人

エ 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり

スクールガードによる学校内や通学路の巡回、地域での登下校の見守り活動の推進や学校等における幼児児童生徒に対する防犯教室の実施により、子どもの安全確保に努めています。子どもの安全を守るため、行政、教育委員会、学校・園、警察、保護者、地域等が連携し、継続的な取組が必要です。

また、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、子どもや妊産婦、子ども連れ等だれもが自らの意志で自由に行動でき、安全で快適に暮らすことができる生活環境の整備をより一層進め、子育てにやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりを進める必要があります。

オ 仕事と家庭の両立支援

子どもを安心して育てることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、男女がともに子育てに参画する意識の醸成とともに、育児休業・短時間勤務 制度の利用促進などの職場づくりを図っています。

今後とも、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消を含めた男性の子育てへの参画促進などにより、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりの一層の促進が求められています。

数値目標	平成 30 年度	令和 5 年度（実績）	令和 6 年度（目標）
ワーク・ライフ・バランス 推進企業登録数（従業員数 100 人以下の企業）	555 社	640 社	730 社 [令和 5 年度]
男性の育児休業取得率	4.1%	34.8%	6.0%

2 子ども・子育てをめぐる課題の整理

(1) 安心・安全に子どもを生み育てられる環境づくり

- 本県の出生率は、7.1と全国の6.3を上回り、全国3位の高率となっていますが、これまでで最も低い値となっており、また、合計特殊出生率も1.43と、全国の1.26を上回るものの、人口維持に必要とされる人口置換水準2.07に遠く及ばない状況です。
- 本県の総人口に占める子ども・若者の割合は27.8%となっており、全国の26.1%を上回っているものの、年々減少していることから、誰もが子育てに対する自信や安心感を持ち、安心・安全に子どもを生み育てられる環境づくりが必要となっています。
- 婚姻率の低下や平均初婚年齢の上昇に表れる、未婚化、晩婚化が進展する中、子育てに対する喜び・幸せ・感動を発信し、子どもを生み育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望の持てる社会の実現が必要となっています。
- 高齢になるほど、妊娠の確率が低くなり、妊娠しても出産時のリスクが高まることから、妊娠・出産を希望する人は、若い時から自分の身体の状況を知り、妊娠・出産を含めたライフプランを考えられる機会が必要です。
- 子育て世代の子どもを育てるための経済的負担が重いことや、仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難であること、長時間労働などの働き方が結婚、出産、子育てに大きな影響を与えており、仕事と子育てを両立し、女性も男性もともに子どもを育てることができる社会環境づくりを進めていくことが必要となっています。

(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実

- 安心・安全に子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに育つことができるよう、子育て家庭の多様なニーズに対応し、子どもが生まれる前から、乳幼児期、自立するまでの子育て支援を継続的に切れ目なく実施していくことが必要です。
- 安全・安心な出産を迎えるためには、子どもの時からのプレコンセプションケアの教育、理解が重要です。子どもに命や自分自身の健康を守ることの大切さ、妊娠・出産についての正しい知識について啓発をする必要があります。また、子どもを支える社会全体にも正しい知識を啓発する必要があります。
- 不妊や不育治療に対する相談支援、妊娠期からの相談や安心・安全に出産が迎えられる周産期医療体制や出産前後の支援の充実など、子どもが生まれる前から切れ目のない支援が必要です。
- 乳幼児の健やかな成長を支援し、保護者と乳幼児の心身の健康を守るために、すべての乳幼児・保護者に対し、乳幼児健診での健康障害の早期発見および早期対応、また保護者の子育ての困難さや悩みを傾聴し相談対応することで、育児不安の軽減を図り必要な支援につなげることが必要です。

- 幼児期の育ちが将来の人間形成に大きな影響を及ぼすことから、適切な教育および保育の提供により、子どもの健全な育成を促すことが必要です。
- 保育所の定員は年々増加しているものの、新たに保育所等を利用したいという需要も増加し、毎年待機児童が発生していることから、今後も市町の計画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備を支援するとともに、保育士等の人材確保により保育の質を確保することも必要です。
- 一方で、人口減少地域においては、施設の統廃合や定員の減調整が行われている地域もあり、将来を見据え、多機能化や地域共生の観点での支援や、地域における子育ての拠点として、保育所等の施設機能を維持していくことも求められます。
- 保育士等が仕事に誇りを持って定着できるよう、保育補助者の配置や ICT 化等による保育現場の負担軽減を一層推進するとともに、その専門性や特殊性を勘案し、更なる処遇改善に取り組む必要があります。
- すべての子育て家庭に対し、様々な子育て支援策が講じられている一方で、子育てへの不安やストレスを抱えながらも支援の場に参加できない子育て家庭が依然としてあり、多様な子育て家庭のニーズに応じ、個々の利用に結びつくような支援が必要です。
- 仕事と子育てを両立するためには、小学校の入学後に、保育所等のように長時間子どもを預けることができず、離職せざるをえなくなったり、働き方を見直す必要に迫られたりする、いわゆる「小1の壁」の解消が必要であり、こうした学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置や地域における子育て支援に携わる人材の育成が必要です。
- 発達障害のある子どもには、早期発見と適切かつ継続的な支援が重要であり、支援策や関係機関の連携といったヨコのつながり、また、乳幼児期から小学校、中学校および高等学校を通じた支援といったタテのつながりも必要です。
- 近年の多国籍化の進展も考慮の上、外国につながりを持つ子どもが安心して過ごすことが出来る教育・保育環境を整備することや、教育・保育の質の確保が必要です。また、言葉や制度、子育て観の違いなど、母国とは異なる環境から生じる様々な悩みやストレスを解消するための支援も必要です。
- 重大事故（死亡や治療に30日以上を要する怪我や疾病等）をはじめ、園児の置き去りや見失い事故、虐待・不適切な保育が全国的に相次いでいます。さらには、日本版 DBS の導入等も踏まえ、子どもへの性暴力防止のための取組も必要です。

(3)社会全体(地域、企業)で子育てを支える気運の醸成

- 子どもが、将来の滋養を担う大切な存在であるという認識を県民が共有し、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えるという気運の醸成を図ることが必要です。
- 全出生児の約 11.6 人に 1 人（令和 3 年）が体外受精等の生殖補助医療による出生児であり、年々増加している中、企業や地域、行政等において不妊治療における理解の促進や治療を受けやすい環境づくりを進めていくことが重要です。
- 県民、地域の活動団体、企業、行政など様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たしながら協働して、地域で子育て・子育てを支える環境づくりを進めていくことが必要です。

- 核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでいる中で、子育ての不安感や負担感を解消するとともに、子ども・若者が孤立せず、地域社会や豊かな人間関係の中で支えられ、成長できる環境づくりが必要です。
- 企業等における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組、男女が共に子育てに参画する意識の向上は、子育て家庭の支援に重要であることから、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の多様な働き方の導入・運用等、企業における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組の促進、男性の育児参画への取組を一層促進していくことが必要です。

3 計画の目指す方向性(主な論点)

(1)子どもの人権が尊重される社会づくり

(仮称)滋賀県子ども条例の趣旨を踏まえ、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」について、県民、地域の活動団体、企業や行政など様々な主体が理解と認識を深め、相互に連携して、各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会が必要です。

(2)共生社会に向けた多様なニーズへの支援

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会が必要です。

また、共生社会の実現に向け、障害のある子どもやその家族に対して、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を行う必要があります。

(3)安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

子育てに対する自信や安心感を持ち、安全・安心に子どもを生み育てられるよう、子どもの頃からのプレコンセプションケアを推進するとともに、不妊や不育の治療および妊娠、出産、子育てへと切れ目ない支援の充実を図り、子どもが健やかに成長できるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の保持増進のための取組が必要です。

(4)すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

すべての子育て家庭について、子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対するこども誰でも通園制度や一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、県民、地域の活動団体、企業、行政など様々な主体が子育てにともにに関わり、支える地域づくりが必要です。

(5)子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、この時期に適切な教育・保育が提供されることは、子どもの健全な成長を促すうえで重要です。

このため、潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や家庭的保育等（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育）の設置が必要です。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の

充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上が必要です。

(6)子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり

子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育て、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

また、子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組が必要です。

(7)仕事と子育ての両立支援

男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりが必要です。

また、認定こども園、保育所や放課後児童クラブ等の整備により、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進め、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援することが必要です。

4 具体的な施策の推進

(1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり

ア 子どもの人権条約や(仮称)滋賀県子ども基本条例による意識醸成

- ・ 子どもが家庭、学校、地域等において、自身に関わることについて自由に意見を表明できるとともに、自発的に活動し、社会の一員として社会参画が促進されるよう必要な環境の整備を図ります。
- ・ (仮称)滋賀県子ども基本条例や子どもの人権条約の趣旨および内容ならびに子ども施策について、広報活動を充実するほか、子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供に取り組みます。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域の関係機関等が緊密に連携し、地域ぐるみで子どもを支える基盤を築いていくことをとおし、子どもの人権が尊重された学校・地域づくりを推進します。

イ 子どもの人権尊重にかかる研修の実施

- ・ 教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、特に直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施します。

(2) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

ア 障害や病気がある子ども・若者に対する支援

○障害のある子ども・若者およびその家族に対する支援

- ・ 地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、関係機関の連携を進めます。
- ・ 障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- ・ 認定こども園、保育所において、障害児を担当する専任保育士の加配や看護師等の配置をすすめ、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。

○発達障害のある子ども・若者に対する支援

- ・ 学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援の充実、発達障害に関する県民の理解促進等に取り組み、発達障害者支援体制の充実を図ります。

○がんや難病等、病気がある子どもや若者、その家族に対する支援

- ・ 乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携を進めるとともに、ワンストップで相談支援できるよう、体制の充実を図ります。

イ 外国人幼児児童生徒等に対する支援

○教育・保育の充実

- ・ 外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている保育所等において、保育士等の追加配置や通訳等を活用し外国につながりをもつ家庭とのコミュニケーションの円滑化を図

るなど、外国につながりをもつ子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。

- ・ 外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている認可外保育施設に対して、保育士等の配置や保育の質の向上や内容の充実に向けた指導・助言を実施します。
- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園等において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針および幼稚園教育要領に基づき、外国につながりをもつ子ども等の受け入れや保護者への配慮、就学に際しての教育・保育から小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援を行います。

○子どもの健全な育成の支援

- ・ 日本での生活に不慣れな外国につながりをもつ子どもに対し、外国人学校・警察ネットワーク会議の開催、非行防止教室や防犯教室などとおして、安心して過ごせるよう日本社会のルールなどに対する理解を促進します。

○多言語での情報提供および相談対応

- ・ 外国人県民等が生活に必要な情報を入手できるよう、「しが外国人相談センター」を設置・運営し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育等の生活に関わる幅広い分野に関する情報提供や相談に多言語で対応します。

(3)安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

ア 子を産み育てる機運の醸成

- ・ 滋賀で生まれた子どもやその御家族へお祝いのメッセージを届け、社会全体で出産や子育てを応援する機運を高めるための取組を推進します。
- ・ 出産や子育ての喜びや素晴らしさを広く伝え、男性の積極的な子育てを促し、子を産み育てる機運の醸成を図るとともに、安心して出産・子育てできる支援の充実や、正しい知識・情報、将来を見据えて子どもを産み育てることについて考える機会を提供し、結婚、妊娠、出産、子育てについての不安の解消を図ります。
- ・ 働きながら安心して子育てができるよう、事業主や労働者に対し、関連法制度や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得の促進や、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制）などの導入が進むよう啓発を行います。また、男性の育児休業の積極的な取得について啓発を行います。
- ・ 子どもが、地域にとっても将来の地域活力を生み出す大切な存在であるという認識のもと、地域住民や地域の団体を主体とした子どもの居場所づくりや子どもの見守り活動などが広がるよう機運の醸成を図ります。
- ・ 3歳以上児を中心とした幼児・教育保育の無償化により、幼児教育・保育に係る負担を軽減し少子化対策に取り組むとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う質の高い幼児教育・保育の機会を保障します。
- ・ 多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進するため、国制度を拡充し、一定の所得世帯の第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。
- ・ 若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、滋賀で結婚し子どもを持つことについて意識啓発を図り、企業や団体等と協働して、県民みんなで若者を応援する機運を醸成します。

イ 安心・安全な妊娠・出産の確保

○安全な妊娠や出産等に関する意識づくり

- ・ 安心・安全な出産を迎えるためには、思春期、妊娠期における母性意識の向上や健康管理が重要なことから、子どもの頃からの健康管理、命の大切さや妊娠、出産についての正しい知識、仕事との両立を考慮したライフプランの検討などのプレコンセプションケアの教育、普及啓発を図ります。
- ・ 市町や医療機関と連携・協力して、出産にかかるリスクと妊娠中の健康管理の重要性について啓発を行っていきます。
- ・ 周囲の人たちが妊産婦に対して配慮しやすくするためのマタニティマークや陣痛時に安心して受診できるためのゆりかごタクシー等について周知し、妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。

○不妊に悩む方への支援の推進

- ・ 不妊や不育、出生前検査に悩む夫婦に対して、不妊専門相談センターにおいて医師、助産師等による専門的な相談を実施し、不妊治療に関する十分な情報提供と説明を行い、夫婦が治療について主体的に決定できるよう支援します。
- ・ 夫婦が家族や職場、社会から受けるさまざまな圧迫感や不妊治療に対する不安感、閉塞感、孤独感などの精神的な悩みに対する相談を実施します。
- ・ 不妊治療が受けやすい職場環境づくりや周囲の理解が得られるよう、不妊治療と仕事の両立について支援を行います。
- ・ 先進医療に位置付けられた不育症検査を対象として、当該検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症患者の経済的負担の軽減を図ります。

○妊婦や産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減

- ・ 労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。
- ・ 妊婦が適切な時期に妊婦健康診査を受けることができるように、早期の妊娠届出の周知とともに、市町における公費負担を行います。また、県内統一して実施できるよう、関係機関との調整などの支援を行います。
- ・ 産婦に産婦健康診査を受診してもらえるよう市町において公費助成の実施を進めます。医療機関や助産所は、産婦健康診査を実施し、心身に不調がみられた場合は、市町や精神科等の医療機関と連携し必要な支援に繋がります。
- ・ 父親が育児参加できるよう、市町の状況に応じて父親向けの事業を推進します。また、母子保健に関する会議に職域代表者にも参加してもらおう等、連携を強化し父親が育児参加しやすい方策を検討します。

○周産期医療体制の充実・強化

- ・ 安心して妊娠、出産できるよう、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターにおいて専門医療を提供できる体制や、新生児救急搬送の体制の確保など、周産期医療体制を整備し、NICUおよびGCUに長期入院している児が、NICU等から在宅医療へ円滑に移行できる体制の整備に努めます。
- ・ 各周産期医療圏の周産期母子医療センターを中心に、周産期保健医療体制ネットワーク（びわここせいふチャイルドバースネットワーク）が適切に運用されることで、地域の実情に応じた安心・安全に出産できる場所を確保していきます。

○個別に支援が必要な妊産婦等に対する支援の充実

- ・ 妊娠、出産、産褥期(さんじょくき)は、親と子の愛着形成やその後の子どもの心身の健全な発達に重要な時期であることから、個別の状況に応じた支援を行います。
- ・ 予期せぬ妊娠などにより、悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援が受けられるよう「不安を抱えた若年妊婦等支援事業(にんしんSOS滋賀)」を実施し相談支援を行います。
- ・ 市町は、産前産後サポート事業や医療機関や助産所等において退院直後の母子に対し「産後ケア事業」を実施し、心身のケアや育児サポート等の支援により、産後も安心して子育てができる支援を行います。また、県は利用者が広域的に利用できるよう集合契約に向けて、関係機関の調整及び支援を行います。
- ・ 身体的、精神的、社会的に支援が必要なハイリスク妊産婦や新生児に対し、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」に基づき医療機関と市町が連携して支援します。市町においては、ハイリスク妊産婦や不適切な養育の状態にある保護者に対し、個別に応じた支援を行います。経済的な支援が必要な家庭には福祉部門と連携し必要な経済的支援を実施します。

○未熟児や先天性代謝異常など新生児への支援

- ・ 市町において妊婦のHTLV-1、B型肝炎検査の公費負担を行い、母子感染を予防します。
- ・ 未熟児は、病気にかかりやすく、心身に障害を残すおそれがあり、生後速やかに適切な医療が必要となることから、医療を必要とする未熟児に対して市町が行う養育医療給付事業について、補助を行います。また、家族の不安や心配が少しでも軽減され、政調を感じることができるよう「びわこリトルベビーハンドブック」の配布、周知啓発を行います。
- ・ 新生児に対し、先天性代謝異常等については、血液検査によるマス・スクリーニングを行い、早期発見を図ります。また、新生児聴覚検査の実施により聴覚障害児の早期発見、早期療育につながるよう関係機関との連携体制の充実を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、全ての新生児に聴覚検査が実施されるよう検査体制を整備します。また、リファアと判定された子どもが早期に確実に専門医療機関に繋がり、その後も早期療育等必要な支援を受けられるよう精度管理を行いながら体制整備を進めます。

○妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備

- ・ 市町において伴走型相談支援の実施、母子健康手帳交付時から妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの機会をとおして、地域とつながり、地域の支えの中で保護者が育児をできるよう相談支援指導の充実を図ります。
- ・ 市町に設置される母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う「こども家庭センターの整備」および機能の充実により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる取組を支援します。また、研修会を開催し、従事者の資質向上を図ります。
- ・ ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握し、早期に支援することにより虐待や障害の予防に努めます。また、支援事例の評価・検討等を行い、産科・精神科・行政機関の連携強化に努めます。
- ・ 支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を行います。

- ・ 乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行う乳児家庭全戸訪問事業の実施を促進します。また、支援が必要な家庭に対しては、関係機関が連携して、訪問による指導・助言等を行うなどの取組を進めます。
- ・ 市町や県は、母子保健、子育てに必要な情報を ICT（アプリ、マイナポータル、ホームページ）や広報紙等を活用し、健康管理の充実や情報発信に努めます。

○母子保健従事者の資質向上のための研修の充実

- ・ 地域で安心して妊娠、出産、子育てができるよう市町における母子保健事業に対する支援、充実に努めます。
- ・ 母子健康水準の向上のためのポピュレーションアプローチ、障害や不適切な養育の早期発見や育児不安の軽減、流産・死産された方の支援や精神疾患、虐待等複雑かつ対応困難な事例にも対応できるよう研修会や事例検討会を開催し、母子保健従事者の資質向上を行います。
- ・ 妊産婦メンタルヘルスや産後ケアの従事者を対象に、「妊産婦メンタルヘルスケア研修会（産科・精神科の合同研修会）」、「産後ケア従事者研修会」を開催し資質向上および関係機関の連携強化を図ります。

○医師の確保に向けた取組の推進

- ・ 子どもや妊産婦が安心して医療を利用できるよう、関係団体、関係医療機関等との連携の下、地域医療体制の維持に必要な医師の確保に取り組みます。また、医学生向け貸付制度等を通じて、医師の県内定着を促進するとともに、県内の医師充足状況を勘案した配置調整に努めます。

ウ 子どもの健康医療の充実

○子どもの健康の確保

- ・ 保育所における子どもの健康と安全の確保が図られるよう、「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」や「保育所における感染症対策ガイドライン」等の活用を促進します。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園および学校等の関係者からのアレルギー疾患に関する相談について、アレルギー疾患医療拠点病院である滋賀県小児保健医療センターにおいて、各施設におけるアレルギー疾患対応を支援します。
- ・ 学校欠席者情報収集システムの普及促進を図り、認定こども園、保育所および幼稚園において、感染症の流行情報の把握による感染症対策を促進します。
- ・ 市町や県は、「母子健康手帳別冊」やその他の啓発資材、広報誌等を通じて子どもの状態に応じた適切な医療機関の受診を啓発します。

○子どもの病気や障害の早期発見・早期対応

- ・ 市町において、乳幼児健康診査を実施し、子どもの病気や障害の早期発見・早期対応や保護者の相談支援を行います。また、精密検査が必要な乳幼児のフォローアップを確実にいき、全員が適切に医療につながるように支援します。さらに、全市町において1か月見健診および5歳見健診が実施されることにより、切れ目のない乳幼児健康診査の体制整備に努めます。
- ・ 小児保健医療センター（県）では、精密検査を実施するとともに、市町の乳幼児健康診査が適切に実施されるよう従事者の研修会および乳幼児健康診査の精度管理を実施します。また、「乳幼児健康診査（一次）保健指導手引書」を作成し、県内の乳幼児健康診査の質の維持向上を図ります。
- ・ 市町や県は、「母子健康手帳別冊」やその他の啓発資材、広報誌等を通じて子どもの状態に応じた適切な医療機関の受診を啓発します。

○食育の推進

- ・ 出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣を定着させるため、市町が行う妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習の機会や情報の提供など、食育推進を支援します。また、健康な心と身体を育むために、認定こども園や保育所、幼稚園における食育の取組を推進します。
- ・ 食育推進研修会により、県民等に食育についての啓発を実施します。また、管理栄養士等への研修事業を実施し、地域における食育の推進を図ります。

○歯科保健対策の充実

- ・ 子どもの歯科保健対策について、特に地域の療育教室を利用する子どもの歯科健康診査および歯科保健指導を通じて、かかりつけ歯科医院を持つことを啓発します。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園および学校における、むし歯予防のためのフッ化物洗口の実施を推進します。

○小児救急医療体制の充実

- ・ 休日・夜間の急な子どもの病気やけがにどう対処したらよいのか判断に迷った時に、専門家のアドバイスを受けることができる小児救急電話相談を実施します。また、休日や夜間に入院治療を必要とする小児救急医療を提供する病院に対して助成を行います。
- ・ 休日や夜間を含め医療機関を受診したい場合にインターネット上で医療機関を検索できるシステム「医療情報ネット」にて情報提供を行い、適切に医療機関を受診できるよう支援します。

○子どもの事故等「防げる死」を予防する体制づくり

- ・ 市町や県は「母子健康手帳別冊」等において、誤飲・誤食、転落・転倒、やけどなどの子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防を保護者に啓発します。
- ・ 県や市町は、保育所や認定こども園、産後ケア事業施設等と連携して、各施設に事故予防対策やマニュアル整備を進めます。

○子ども医療費の負担軽減

- ・ 子どものいる家庭の医療費の負担軽減のため、子ども医療費助成を行います。
- ・ 小児期における小児がん、慢性腎疾患などの小児慢性特定疾病の治療は長期間にわたり、かつ医療費も高額であることから、医療費助成を行います。
- ・ 日常生活を営むのに著しい支障がある在宅の小児慢性特定疾病児に対する特殊寝台、車椅子などの市町が行う日常生活用具の給付事業に助成します。

(4)すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

ア 子育て家庭の教育力の向上

○家庭の教育力の向上

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の提供を希望する利用者が、ニーズに応じた施設を利用できるよう、地域子育て相談機関等の身近な場所での相談窓口や行政窓口での相談員による利用支援を推進し、利用の促進を図ります。
- ・ 多くの保護者が参加するPTAの研修等で、保護者同士が学習資料を活用して子育ての経験や悩みを気軽に話し合う活動や、保護者や地域の人同士が語り合える場づくりを支援します。

○家庭教育協力企業協定の取組の推進

- ・ 家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでもらうため、企業と連携して、職場における各種の学習支援や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組を推進します。

イ 子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実

○子どもが多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- ・ 遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であるため、年齢や発達の程度に応じて、外遊びを含む様々な遊びや自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験ができるよう推進していきます。
- ・ 安心して安全な活動拠点(居場所)を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進するため、放課後等の学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室や、児童館などの遊び場を充実します。
- ・ 子どもや親子が自然とふれあい、運動やレクリエーション活動を行うなど多様な活動の拠点として、魅力ある公園づくりを推進します。

○地域の子育て支援の計画的な推進

- ・ 市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込みについて定め、計画的に取組を進めます。

○利用に結びつく相談機能の充実

- ・ 各種子育て支援サービスの利用希望者が、ニーズに応じたサービスを利用できるよう、地域子育て支援拠点や身近な場所での相談窓口や行政窓口での相談員による利用支援を推進し、利用の促進を図ります。
- ・ 地域住民からの子育てに関する相談に応じ、こども家庭センター等と有機的な連携を図りつつ、必要な助言や支援につなぐこと等を目的とした地域子育て相談機関の整備を支援します。

○子育てに関する情報提供

- ・ 誰もが容易に県内の子育てに関する情報を着実に入手できるように、インターネットやSNS等の様々な手段により積極的な情報提供を行うことで子育て家庭で感じる孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てが出来る環境づくりをすすめます。

○地域子育て支援拠点の充実

- ・ 子育ての不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の保護者同士の交流の場の提供やネットワークづくりなど、子育て家庭に対する支援を充実するため、地域子育て支援拠点の設置を支援します。

○世代間交流による支援体制の充実

- ・ 高齢者と子どもの世代間交流が保育所等や児童館等で行われるよう市町と連携し、子育て支援を促進します。

○一時預かり、子育て短期支援の充実

- ・ 保護者が育児疲れや急病の場合などに、保育所等において子どもを一時的に預かる一時預かり事業の実施を支援します。
- ・ 育児に過重な負担がかかる家庭や複雑な問題を抱える家庭が、定期的または一時的に子どもを預けて支援を受けられる体制を整えるため、市町による一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の実施を支援します。ま

た、市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親などを活用できるように支援します。

○産後ケア支援の充実

- ・ 出産後間もない時期の家庭への支援として「産後ケア事業」を実施します。退院直後の母子に対し、心身のケアや育児サポート等の支援により、産後も安心して子育てができる支援を行います。

○養育訪問支援の取組の推進

- ・ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施の確保を図ります。

○子育て世帯訪問支援の取組の推進

- ・ 訪問支援員が子育て等に不安を抱える家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぎます。

○放課後児童クラブの設置促進ならびに支援員等の人材確保および資質向上

- ・ 保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもが保育所等から小学校に就学するにあたり適切な環境を整えるため、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生を対象とした放課後児童クラブの計画的な設置および支援員等の確保を支援します。
- ・ 支援員等に対する研修の実施や巡回アドバイザーの個別支援活動などを実施し、支援員等の意識や資質の向上を図ります。
- ・ 支援員等が笑顔で働き続けられるよう、処遇の改善や働きやすい職場環境づくりの取組を促進します。

○ファミリー・サポート・センターへの支援

- ・ 育児に対する援助を受けたい人と行いたい人とを会員として組織し、保育所等までの送迎や保育所等閉所後の一時的な預かりなど、育児についての助け合いを行うファミリー・サポート・センターへの支援に取り組みます。

○子育て支援活動に携わる人材の育成

- ・ 地域の子育て支援活動に関わる人材の育成と資質を向上させるため、子育てに関する専門的な知識や技術を修得できる機会を提供するとともに、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の養成を図ります。
- ・ 子育て支援に関わるすべての人が児童虐待防止の視点をもって活動することが、未然防止や早期発見のために重要であることから、児童虐待防止に関する研修への参加や関係機関・団体での学習を働きかけます。
- ・ 多様な主体が取り組む子育て支援の地域ネットワークの構築を推進し、市町において、子育て支援に関する情報共有や関係者の連携が進むよう支援します。

○こども誰でも通園制度の推進

- ・ 孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減し、保護者とともに、すべての子どもの育ちを応援し、「こどもまんなか」社会の実現につながる仕組みとして、こども誰でも通園制度の円滑な導入に向けて、市町と連携しながら制度の周知を図るとともに、制度の安定的な運営を支える保育人材の確保や資質向上に取り組みます。

ウ 障害のある子どもとその家族への支援

○障害のある子どもや長期療養をしている子どもの成長・発達およびその家庭への支援

- ・ 慢性的な疾病により医療的ケアを必要とする子どもの在宅医療の実態を調査し、子どもおよびその家族が在宅療養中においても適切なケアと生活支援を受けることができるように保健、医療、福祉、教育が連携し、子どもと家族に対する長期的な支援の充実を図ります。
- ・ 障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。
- ・ 地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、関係機関の情報共有や連携の強化を図ります。
- ・ 身体に障害のある子どもや現存する疾患を放置すると将来において障害を残すおそれのある子どもの手術などの医療費について、育成医療の給付を行います。

○放課後等デイサービス等の設置促進

- ・ 障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- ・ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れを促進するため、市町が実施する障害児受入推進事業等を支援し、障害のある子どもの放課後の生活を充実します。
- ・ 放課後等デイサービス事業者等の障害児通所支援事業者に対し、ガイドラインの遵守やサービス自己評価の情報公表の促進等により、支援の質の向上を図ります。

○発達障害のある子どもに対する支援

- ・ 発達障害に関する身近な地域での専門的な相談支援や早期療育の充実、県民理解の一層の促進を図ることなどにより、発達障害者支援施策を総合的に推進します。
- ・ 発達障害については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、発達障害に関する県民の理解促進等に取り組み、県内における発達障害者支援体制の充実を図ります。

(5)子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

ア 就学前の教育・保育の提供

○待機児童の早期解消と保育所等の多機能化の支援

- ・ 市町とともに保育所等の整備による保育の受け皿の拡大や、それを支える保育人材の確保対策を強化し、待機児童の早期解消を図ります。
- ・ 全市町参加の下で設置している待機児童対策協議会において、市町の取組に対する支援を実効的なものとするため、また、広域的な観点から特に専門性の高い施策について協議・検討を行い、保育現場の意見を踏まえた効果的な待機児童解消のための取組を進めます。
- ・ 人口減少地域において、保育所等が地域において必要な機能を維持できるよう、多機能化や地域における子育ての拠点化等の取組を推進します。

○親と子の育ちの場の提供

- ・ 保育所・幼稚園等・子育て支援拠点等において、子どもの教育に関する相談、子育てサークルへの支援、子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある保護者の交流および親子教室を実施するなど、親が子育ての知識、問題解決能力を身につけ、安心して子育てに取り組めるよう、親と子の育ちの場づくりを支援します。

○認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実

- ・ 子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、認定こども園、保育所や幼稚園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領および滋賀県幼児教育振興基本方針に基づき、子どもの主体的な活動を大切にしながら、集団生活や遊びをとおして子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、幼児教育・保育を充実します。
- ・ 教育・保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との連携を推進します。
- ・ 幼児教育および幼保小接続の更なる充実にむけて、施設類型の違いを越えて一体的に行う滋賀県幼児期教育センターにおいて、各種研修の企画・運営、県幼児教育アドバイザーによる訪問支援、幼保小接続関連事業の推進、市町・各幼児教育施設との連携等に取り組みます。
- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、人権を大切にする心を育てる教育・保育の実践を推進します。
- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園等において、子どもが危険な場所や遊び方を認識し、災害や犯罪等の危険を回避するための行動のしかたを身に付けるため、安全教育を推進します。
- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、自然体験活動を積極的に取り入れるなど滋賀の豊かな自然環境や地域資源を活用した取組を推進します。
- ・ 滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく推進計画により、認定こども園、保育所、幼稚園をはじめ家庭や地域で環境学習を推進し、身近な自然や暮らしの中でのさまざまな体験活動をとおして、“いのち”の大切さ、自然の大切さに対する理解を促し、自分で考え行動する力を育成します。

イ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実

○潜在的な教育・保育ニーズに対応するための計画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備支援

- ・ 各市町の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、潜在的な教育・保育ニーズを含めた必要量を定め、各市町における教育・保育施設、地域型保育事業の計画的な整備・設置を支援します。

○認定こども園等の広域利用調整および認可等の円滑な推進

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園の広域利用ニーズの実態や市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、県設定区域を設定し、市町の区域を越えた広域的な施設利用の調整を行うとともに、幼保連携型認定こども園および保育所の認可、保育所型・幼稚園型認定こども園の認定にかかる需給調整を行い、計画的な取組を推進します。

○小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等の実施支援

- ・ 待機児童の多い地域などにおける保育ニーズに柔軟に対応できるよう、20人未満の小規模保育事業や、自宅等で少人数の乳幼児を保育する家庭的保育事業、事業所内保育事業等による受入れを支援します。
- ・ 小規模保育事業、家庭的保育事業および事業所内保育事業等を利用する子どもが、教育・保育を継続して受けられるよう、認定こども園、保育所等の連携施設の確保を支援します。

○保育の必要性が高い家庭への配慮

- ・ 市町において、児童虐待防止の観点から、保育が必要な子どもの保護者に認定こども園および保育所の利用申し込みを勧めるとともに、利用調整にあたって配慮するよう働きかけます。
- ・ 認定こども園、保育所へのひとり親家庭の子どもの優先利用が進むよう、市町と連携・協力して取り組みます。

○多様な保育ニーズへの対応の促進

- ・ 就労形態の多様化等によるさまざまな保育ニーズに対応し、多様な保育を充実するため、認定こども園、保育所における延長保育や夜間保育、休日保育などを促進します。
- ・ 幼稚園における通常の教育標準時間を超えた時間帯や長期休業期間中の保育ニーズに応じ、幼稚園における一時預かり等を促進します。

○病児保育の実施の促進

- ・ 子どもが病氣中、または病氣回復期のため集団保育が困難になる間、保育所・医療機関等において一時的に保育を行う病児保育の実施を促進します。

ウ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上

○保育士等の人材確保

- ・ 保育士・保育所支援センターにおいて、保育士等養成施設の学生等の県内保育所等への就職促進や、潜在保育士等への保育人材バンクによる就職あっせんや再就職支援を行うとともに、現任保育士等のための相談窓口を設け就労継続をサポートするなど、県内保育所等に就労する保育士等の安定的な確保を図ります。
- ・ 保育士等養成施設に通う学生に対する修学資金の貸付や奨学金の返還支援により、保育士資格の新規取得者を確保するとともに、潜在保育士等に対する就職準備金の貸付や未就学児をもつ保育士等の子どもの保育料の一部貸付により、保育現場への再就職を支援するなど保育人材確保のための各種貸付事業を実施します。
- ・ 保育の魅力や特色ある保育所等の取組を情報発信するなど、保育現場の意見を反映した保育人材確保対策の充実を図ります。
- ・ 小規模保育事業や家庭的保育事業等の保育従事者の確保を図るための研修を実施します。
- ・ 保育士等が笑顔で働き続けられるよう、保育補助者の配置や ICT 化等の推進による保育現場の負担軽減を一層推進するとともに、その専門性や特殊性を勘案し、更なる処遇改善を促進します。また、教育・保育指導員による巡回支援を通じた指導助言や自己評価の積極的な活用等により、保育士等が働きやすい職場環境づくりを推進します。

○幼稚園教諭免許および保育士資格の併有促進

- ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭の確保等を図るため、幼稚園教諭免許もしくは保育士資格のいずれかを有する者に対する当該免許・資格取得のための特例制度の利用を促進します。

○研修機会の充実等による保育士等の資質の向上

- ・ より質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士等の研修機会の充実や教育・保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士等の資質の向上を図ります。
- ・ 保育現場におけるリーダー的職員等の資質、専門性の向上を図るため、必要な知識および技術の習得等のためのキャリアアップ研修を実施します。

- ・ 幼稚園の教育課程の編成をはじめとして、幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼稚園教諭の資質の向上を図ります。

エ 認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上

○教育・保育情報の公表

- ・ 施設や事業者の透明性を図り、教育・保育の質の向上を促すため、施設設備や職員給与の状況等の経営情報、施設の運営方針や教育・保育の内容などを県のホームページ等を通じて公表します。

○認定こども園、保育所等における第三者評価等の実施促進

- ・ 認定こども園、保育所において、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価の実施を促進します。また、教育・保育の質の確保・向上のため、認定こども園、保育所および幼稚園における自己評価およびその内容の積極的な公表を働きかけます。

○認可外保育施設の認可施設への移行促進と質の向上

- ・ 保育の安定的な供給や質の確保の観点から、認可保育所等による必要な受け入れ枠の確保を基本に、質の高い認可外保育施設の認可保育所等への移行を促進します。
- ・ 認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施により保育の質の確保に努め、ホームページに施設の状況を掲載するなど情報を提供します。

○滋養の豊かな自然環境等を活用した取組の推進

- ・ 自然保育を中心とした幼児教育・保育を実践している「森のようちえん」など、いわゆる幼児教育類似施設や認可外保育施設における滋養の豊かな自然環境や地域資源を活用した取組を推進します。

オ 障害のある乳幼児への支援

○障害のある子どもの保育の推進

- ・ 認定こども園、保育所において、障害児を担当する専任保育士の加配や看護師等の配置をすすめて、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。
- ・ 保育所等を利用する障害のある子どもが保育所等における集団生活に適応できるよう、訪問支援員が専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」の実施を促進します。
- ・ 障害のある幼児の就園を促進するため、各私立幼稚園が行う特別支援教育事業に対して助成します。

(6)子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり

ア 地域における安全の確保

○保育所等や放課後児童クラブの活動中等における子どもの安全の確保

- ・ 重大事故、不適切保育、性犯罪等の子どもを取り巻く様々な危険から子どもを守り、安全かつ安心な保育を行うことができるよう保育士等を対象とした研修会の開催や園への監査等による指導を行います。
- ・ 放課後児童クラブにおける事故防止の取組を徹底するため、安全計画や事故防止マニュアルの適切な運用や見直し、ケース毎の事故防止、危機対応等をテーマとした研修会の開催等により、支援員等の専門性や危機管理能力を高め、放課後児童クラブにおける子どもの安全確保を図ります。

- ・ 「CDR 体制整備モデル事業」を継続し、死亡事例から子どもの事故予防について検討を行います。また、検討結果から明らかになった予防対策は、再び同じような事故が起きないように、関係機関への啓発や研修会を実施します。
- ・ 日本版 DBS 制度の適切な運用にむけて普及啓発に努めます。

○学校、通学路、園外活動時および地域における安全の確保

- ・ 学校における危機管理マニュアルの点検見直しや学校安全計画の作成をとおして、各学校における安全管理体制を強化するほか、教職員を対象とした研修会の開催などにより、危機管理意識を高めます。
- ・ 生活安全、交通安全および災害安全の三つの領域の安全教育を充実し、子どもたちが事故や災害から自らの身の安全を守る力を育成します。
- ・ スクールガード（学校安全ボランティア）、子ども安全リーダーの養成や活動支援を行うなど、学校、家庭、地域、企業等が連携して、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。
- ・ 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全を確保するため、歩道設置等の道路交通安全環境の整備や、交通安全対策や自動車の運転手等に対する注意喚起など、散歩等の園外活動等の安全を確保するための区域（キッズ・ゾーン）の設定、保育支援者等（キッズ・ガード）による園外活動時の見守りなどを推進し、通園路や学校外・園外活動中の幼児・児童の一層の安全確保を図ります。
- ・ 子どもを対象とした犯罪を未然に防止するため、通学路などにおいて、PTA 等の学校関係者や子ども安全リーダー、自主防犯活動団体等とが連携したパトロール活動や「子ども 110 番の家」を設置するとともに、子どもに危険予測・回避能力を身に付けさせるための防犯教育を推進します。
- ・ 通学路における通学児童の交通安全の向上を図るため、県内の小学校区ごとに、おうみ通学路交通アドバイザーを委嘱し、通学路点検、通学児童の保護誘導活動、通学路に関する要望の集約、交通安全教育活動を支援します。

○子どもを交通事故、犯罪等から守るための活動の推進

- ・ 子どもを交通事故から守るため、地域ぐるみで交通安全意識を高めるとともに、全席でのシートベルトとチャイルドシートの着用、自転車乗車時のヘルメット着用の普及啓発に取り組みます。
- ・ 子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例や同条例に基づく防犯上の指針に基づき、県、市町、県民、事業者等が一体となって、子どもの特性を踏まえた防犯活動を展開し、犯罪のないまちづくりを推進します。
- ・ 警察が運用を開始した防犯アプリ「ぽけっとポリスしが」の利用促進を図るなど県警察と連携し、子ども・若者にかかわる犯罪発生情報のタイムリーな提供を図り、県民の自主防犯意識を高めます。

イ 子どもを事故や災害から守るための取組

○ 良質な住宅および良好な居住環境の確保

- ・ 県営住宅の入居にあたっては、子育て世帯に対して収入基準の緩和を行うとともに、多子世帯に対して優先入居を行うことにより、子育て期における住宅確保を支援します。
- ・ 住宅室内で建材や家具等から放散する化学物質が健康に悪影響を与えるシックハウス対策について、ホームページなどをとおして情報提供します。また、シックハウスに配慮した住宅の建て方、購入の仕方、建材・施工材の選び方などについて相談を行います。

○ 子どもや妊産婦を災害から守る取組の推進

- ・ 子どもを災害から守るため、地震が起きたときや大雨が降ったときに注意することなどについて、わかりやすく広報します。
- ・ 地先における河川などのはん濫や浸水の可能性を示す「地先の安全度マップ」を作成・公表しており、認定こども園、保育所、幼稚園、学校、その他子どもが利用する施設等における、命を守るための避難行動や備えについて注意喚起を行います。
- ・ 小学校教員向けに作成した「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の活用による学習を働きかけ、子どもの頃から「自らの身は自らで守る」という意識を持ち、防災と防犯に関する理念を養う取組を推進します。
- ・ 災害時において関係者が連携して、迅速、的確に対応できる体制の確立と県民の防災意識の高揚を図るため、各防災機関、関係団体、企業、地域住民および児童生徒等の参加のもと、総合防災訓練を実施します。
- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園の耐震化を促進します。
- ・ 災害時の妊産婦や乳幼児に対する支援のポイントについて、平時から理解を深めるための周知啓発を行うとともに、専門職等への研修等により理解を深める取り組みを進めます。

ウ 安心してらせるまちづくりの取組

○ 安心して外出できるための取組

- ・ 子ども連れや妊娠中の方が気兼ねなく外出できるような社会全体の機運醸成を図ります。
- ・ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、子どもや妊産婦、子ども連れにやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
- ・ 児童等に対する声かけやつきまとい等の前兆事案に対する先制的な指導警告等の推進と、児童等が被害に遭わないための防犯環境の整備を継続して推進します。

(7)仕事と子育ての両立支援

ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組

○仕事と生活の調和を推進するための意識づくり

- ・ 長時間労働の是正などの働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、女性に負担が偏る状況を解消し、性別に関わらず女性も男性も仕事と生活の調和が図れるよう環境整備を促進します。
- ・ 家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合う意識を育みます。
- ・ 企業、労働者、地域、行政などの関係者が連携・協力して、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス推進に取り組みます。
- ・ 次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として登録し、県のホームページで取組を紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進します。

○女性の再就職支援

- ・ 出産や子育て、介護等による離職後、再就職を希望する女性等を対象に、滋賀マザーズジョブステーションにおいて、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや一時保育の実施、就労相談やキャリアプランの作成、求職情報の提供や職業紹介など、就労支援をワンストップで行います。

- ・ 公共職業安定所や市町等と連携し、子育てしながら働きやすい職場の求人紹介や保育情報の提供等により、子育て中の女性と企業のマッチングを推進します。

○様々な働き方の普及

- ・ 在宅ワーク等の新しい働き方を普及するなど、育児等により外で働くことが困難な場合の働き方の選択肢を広げます。また、在宅ワーカーのスキルアップや独立を支援するとともに、企業における在宅ワーカーの活用普及を進めます。

イ 企業における子育て支援の取組の推進

○男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり

- ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、事業主や労働者に対し、関連法制度や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得促進、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制など）の導入が進むよう啓発を行います。
- ・ 妻が専業主婦である男性労働者も育児休業の取得が可能であることを広く普及するなど、男性の育児休業の積極的な取得についての啓発を行います。

○多様で柔軟な働き方が可能な職場づくり

- ・ 年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減を進めることにより、仕事と生活のバランスが取れた働き方を実現し、男女がともに子育てに積極的に関わることができる職場環境づくりを推進します。
- ・ 企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施が促進されるよう働きかけます。
- ・ 労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。
- ・ 育児休業を取得予定または取得中の労働者を対象に休業期間中に必要な生活資金の融資を行います。
- ・ 事業所内保育施設について、複数の企業等が共同で設置することも含め、理解が深まり、設置が促進されるよう働きかけるとともに、地域にも開かれた施設となるよう促します。

○県の職場における職場環境づくりの推進

- ・ 県の職場において、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画により、率先して仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組みます。